

官報

号外 昭和四十一年六月二十七日

第五十一回国衆議院會議録 第七十号(一)

昭和四十一年六月二十七日(月曜日)

議事日程 第四十七号

昭和四十一年六月二十七日

午前十時開議

〔請願日程は本号(一)末尾に掲載〕

○本日の會議に付した案件

首都圏近郊緑地保全法案(内閣提出、参議院送付)

流通業務市街地の整備に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

請願日程 地方財政法の一部改正に関する請願 外三百四十請願

国立大学教官の待遇改善に関する請願外二千八百二十九請願

内閣委員会、地方行政委員会、法務委員会、外務委員会、大蔵委員会、文教委員会、社会労働委員会、農林水産委員会、商工委員会、運輸委員会、通信委員会、建設委員会、予算委員会、決算委員会及び議院運営委員会並びに災害対策特別委員会、公職選挙法改正に関する調査特別委員会、科学技術振興対策特別委員会、石炭対策特別委員会、産業公害対策特別委員会、体育振興に関する特別委員会及び物価問題等に関する特別委員会において、各委員会から申出のあつた案件について閉会中審査するの件(議長発議)

午後十一時十六分開議

○議長(山口喜久一郎君) これより會議を開きます。

首都圏近郊緑地保全法案(内閣提出、参議院送付)

流通業務市街地の整備に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○海部俊樹君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、参議院送付、首都圏近郊緑地保全法案、流通業務市街地の整備に関する法律案、右両案を一括議題となし、委員長に報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(山口喜久一郎君) 海部俊樹君の動議に御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加されました。

首都圏近郊緑地保全法案、流通業務市街地の整備に関する法律案、右両案を一括して議題いたします。

首都圏近郊緑地保全法案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年六月八日

昭和四十一年六月二十七日 衆議院會議録第七十号(一) 首都圏近郊緑地保全法案外一案

参議院議長 重宗 雄三
衆議院議長 山口喜久一郎殿

首都圏近郊緑地保全法

(目的)

第一条 この法律は、首都圏の近郊整備地帯において良好な自然の環境を有する緑地を保全することが、首都及びその周辺の地域における現在及び将来の住民の健全な生活環境を確保するため、ひいては首都圏の秩序ある発展を図るために欠くことのできない条件であることにかんがみ、その保全に關し必要な事項を定めることにより、近郊整備地帯の無秩序な市街地化を防止し、もつて首都圏の秩序ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「近郊整備地帯」とは、首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二十四条第一項の規定により指定された区域をいう。

2 この法律で「近郊緑地」とは、近郊整備地帯内の緑地であつて、樹林地、水辺地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然の環境を形成し、かつ、相当規模の広さを有しているものをいう。

(近郊緑地保全区域の指定)

第三条 首都圏整備委員会(以下「委員会」といふ)は、近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによつて得られる首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域を、近郊緑地保全区域(以下「保全区域」といふ)として指定することができる。

2 委員会は、保全区域の指定をしようとするときは、広域的かつ長期的な見地から行なりようにならなければならない。

3 委員会は、保全区域の指定をしようとするときは、関係地方公共団体及び首都圏整備審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 保全区域の指定は、委員会が官報に告示することによつて、その効力を生ずる。

5 前二項の規定は、保全区域の変更について準用する。

(近郊緑地保全計画)

第四条 委員会は、保全区域の指定をしたときは、当該保全区域について、近郊緑地の保全に關する計画(以下「近郊緑地保全計画」といふ)を決定しなければならない。

2 近郊緑地保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 保全区域内における行為の規制その他当該近郊緑地の保全に關する事項

二 保全区域内において当該近郊緑地の保全に關連して必要とされる施設の整備に關する事項

三 近郊緑地特別保全地区の指定の基準に關する事項

四 近郊緑地特別保全地区内における土地の買入れに關する事項

3 近郊緑地保全計画は、首都圏整備法の定める手続によつて、近郊整備地帯の整備に關する事項について同法第二十一条第三項の整備計画として決定するものとする。

(近郊緑地特別保全地区の指定)

第五条 建設大臣は、保全区域内の次の各号に規定する条件に該當する土地の区域について、前条第二項第三号に規定する基準に従ひ、都市計画法(大正八年法律第三十六号)の定める手続によつて、都市計画の施設として、近郊緑地特別保全地区(以下「特別保全地区」といふ)を指定することができる。

<p>一 特別保全地区として指定することによつて得られる首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が特に著しいこと。</p> <p>二 特に良好な自然の環境を有すること。</p> <p>2 建設大臣は、特別保全地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、委員会の意見及び工業立地上の観点からする通商産業大臣の意見をきかなければならない。</p> <p>(指定の準備のための土地の立入り等)</p> <p>第六条 委員会又は建設大臣は、保全区域又は特別保全地区の指定の準備のため他人の占有する土地に立ち入つて調査を行ふ必要がある場合においては、その必要な限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。</p>	<p>7 国は、第一項の規定による行為により他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。</p> <p>8 前項の規定による損失の補償については、委員会又は建設大臣と損失を受けた者が協議しなければならぬ。</p> <p>9 前項の規定による協議が成立しない場合においては、委員会若しくは建設大臣又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、取用委員会に土地取用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。</p> <p>(標識の設置等)</p> <p>第七條 都県は、特別保全地区の指定があつたときは、その地区内に、特別保全地区である旨を表示した標識を設けなければならない。</p> <p>2 特別保全地区内の土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。</p> <p>3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。</p> <p>4 都県は、第一項の規定による行為により損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。</p> <p>5 前条第八項及び第九項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、同条第八項中「委員会又は建設大臣」とあり、及び同条第九項中「委員会若しくは建設大臣」とあるのは、「都県知事」と読み替へるものとする。</p> <p>第八條 保全区域(特別保全地区を除く。以下こ</p>	<p>の条において同じ。)内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、首都圏整備委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、都県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築</p> <p>二 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更</p> <p>三 木竹の伐採</p> <p>四 水面の埋立て又は干拓</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、当該近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの</p> <p>2 都県知事は、前項の届出があつた場合において、当該近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。</p> <p>3 国の機関は、第一項の規定による届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都県知事にその旨を通知しなければならない。</p> <p>4 次の各号に掲げる行為については、前三項の規定は、適用しない。</p> <p>一 近郊緑地保全計画に基づいて行なう行為</p> <p>二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの</p> <p>三 保全区域が指定され、又はその区域が拡張された際すでに着手していた行為</p> <p>四 非常災害のため必要な応急措置として行なう行為</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであつて、政令で定めるもの</p> <p>第九條 特別保全地区内においては、次の各号に</p>	<p>掲げる行為は、都県知事の許可を受けなければならない。ただし、当該特別保全地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際すでに着手していた行為、非常災害のため必要な応急措置として行なう行為又は前条第四項第五号の政令で定める行為に該当する行為については、この限りでない。</p> <p>一 前条第一項第一号から第四号までに掲げる行為</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、当該近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの</p> <p>2 都県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る行為が当該近郊緑地の保全上支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>3 都県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、当該近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を附することができる。</p> <p>4 特別保全地区が指定され、又はその区域が拡張された際当該特別保全地区内においてすでに第一項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三十日以内に、都県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>5 特別保全地区内において非常災害のため必要な応急措置として第一項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、都県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>6 特別保全地区内において前条第四項第五号の政令で定める行為に該当する行為で第一項各号に掲げるものをしようとする者は、あらかじめ、都県知事にその旨を通知しなければならない。</p>	<p>1 特別保全地区として指定することによつて得られる首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が特に著しいこと。</p> <p>2 特に良好な自然の環境を有すること。</p> <p>2 建設大臣は、特別保全地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、委員会の意見及び工業立地上の観点からする通商産業大臣の意見をきかなければならない。</p> <p>(指定の準備のための土地の立入り等)</p> <p>第六條 委員会又は建設大臣は、保全区域又は特別保全地区の指定の準備のため他人の占有する土地に立ち入つて調査を行ふ必要がある場合においては、その必要な限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。</p> <p>2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立ち入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。</p> <p>4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。</p> <p>5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。</p> <p>6 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合において</p>	<p>は、これを提示しなければならない。</p> <p>7 国は、第一項の規定による行為により他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。</p> <p>8 前項の規定による損失の補償については、委員会又は建設大臣と損失を受けた者が協議しなければならぬ。</p> <p>9 前項の規定による協議が成立しない場合においては、委員会若しくは建設大臣又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、取用委員会に土地取用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。</p> <p>(標識の設置等)</p> <p>第七條 都県は、特別保全地区の指定があつたときは、その地区内に、特別保全地区である旨を表示した標識を設けなければならない。</p> <p>2 特別保全地区内の土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。</p> <p>3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。</p> <p>4 都県は、第一項の規定による行為により損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。</p> <p>5 前条第八項及び第九項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、同条第八項中「委員会又は建設大臣」とあり、及び同条第九項中「委員会若しくは建設大臣」とあるのは、「都県知事」と読み替へるものとする。</p> <p>第八條 保全区域(特別保全地区を除く。以下こ</p>	<p>の条において同じ。)内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、首都圏整備委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、都県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築</p> <p>二 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更</p> <p>三 木竹の伐採</p> <p>四 水面の埋立て又は干拓</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、当該近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの</p> <p>2 都県知事は、前項の届出があつた場合において、当該近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。</p> <p>3 国の機関は、第一項の規定による届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都県知事にその旨を通知しなければならない。</p> <p>4 次の各号に掲げる行為については、前三項の規定は、適用しない。</p> <p>一 近郊緑地保全計画に基づいて行なう行為</p> <p>二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの</p> <p>三 保全区域が指定され、又はその区域が拡張された際すでに着手していた行為</p> <p>四 非常災害のため必要な応急措置として行なう行為</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであつて、政令で定めるもの</p> <p>第九條 特別保全地区内においては、次の各号に</p>	<p>掲げる行為は、都県知事の許可を受けなければならない。ただし、当該特別保全地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際すでに着手していた行為、非常災害のため必要な応急措置として行なう行為又は前条第四項第五号の政令で定める行為に該当する行為については、この限りでない。</p> <p>一 前条第一項第一号から第四号までに掲げる行為</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、当該近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの</p> <p>2 都県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る行為が当該近郊緑地の保全上支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>3 都県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、当該近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を附することができる。</p> <p>4 特別保全地区が指定され、又はその区域が拡張された際当該特別保全地区内においてすでに第一項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三十日以内に、都県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>5 特別保全地区内において非常災害のため必要な応急措置として第一項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、都県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>6 特別保全地区内において前条第四項第五号の政令で定める行為に該当する行為で第一項各号に掲げるものをしようとする者は、あらかじめ、都県知事にその旨を通知しなければならない。</p>
--	---	---	---	---	--	---	---

7 都県知事は、第四項若しくは第五項の届出又は前項の通知があつた場合において、当該近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、届出又は通知をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができ、

8 国の機関が行なう行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、都県知事に協議しなければならない。

9 次の各号に掲げる行為については、第一項から第七項まで及び前項後段の規定は、適用しない。

一 近郊緑地保全計画に基づいて行なう行為
二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

(原状回復命令等)
第十條 都県知事は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に附せられた条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該近郊緑地の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができ、

2 都県知事は、前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとするときは、あらかじめ、当該原状回復等を命ずべき者について聴聞を行なわなければならない。ただし、その者が正当な理由がなく聴聞に応じないときは、この限りでない。

3 第一項の規定により原状回復等を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確認することができないときは、

は、都県知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定め、当該原状回復等を行なうべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行なわないときは、都県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行なう旨をあらかじめ公告しなければならない。

4 前項の規定により原状回復等を行なおうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

(損失の補償)
第十一條 都県は、第九条第一項の許可を受けることができないため損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。ただし、次の各号の一に該当する場合における当該許可の申請に係る行為については、この限りでない。

一 第九条第一項の許可の申請に係る行為をす

るに於いて、他に、行政庁の許可その他の処分を受けるべきことを定めている法律(法律に基づき命令及び条例を含むもの)とし、当該許可その他の処分を受けることができないため損失を受けた者に対して、その損失を補償すべきことを定めておけるものがある場合において、当該許可その他の処分の申請が却下されたとき、又は却下されるべき場合に該当するときは、

二 第九条第一項の許可の申請に係る行為が社会通念上特別保全地区の指定の趣旨に著しく反すると認められるとき、

第六條第八項及び第九項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、同条第八項中「委員会又は建設大臣」とあり、及び同条第九項中「委員会若しくは建設大臣」とあるのは、「都県知事」と読み替へ

るものとする。
第十二條 都県は、特別保全地区内の土地で当該近郊緑地の保全上必要があると認められるものについて、その所有者から第九条第一項の許可を受け、その所有権が第九條第一項の規定により当該土地を占有することとなることにより当該土地に支障をきたすこととなることにより当該土地を都県において買入れるべき旨の届出があつた場合においては、これを買入れるものとする。
2 前項の規定による買入れをする場合における土地の価額は、時価によるものとする。
(買入れた土地の管理)
第十三條 都県は、前条第一項の規定により買入れた土地については、この法律の目的に適合するように管理しなければならない。
(費用の負担及び補助)
第十四條 保全区域又は特別保全地区の指定があつた後における当該保全区域又は特別保全地区内の近郊緑地の保全に要する費用は、都県の負担とする。
2 国は、第十一条第一項の規定による損失の補償及び第十二條第一項の規定による土地の買入れに要する費用については、政令で定めるところにより、その一部を補助する。
(報告及び立入検査等)
第十五條 都県知事は、特別保全地区内の近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、第九条第一項の規定による許可を受けた者又はその者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、これをすることができる。

都県知事は、第九条第一項若しくは第三項又は第十條第一項の規定による処分をするために必要があるときは、その必要な限度において、当該職員をして、特別保全地区内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第九条第一

項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の当該近郊緑地の保全に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。
(大都市の特例)
第十六條 この法律の規定により、都県が処理することとされている事務又は都県知事の権限に属するものとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)においては、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行なうものとする。この場合においては、この法律中都県又は都県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。
(特別保全地区内の近郊緑地の保全のために必要な資金についての配分)
第十七條 国は、都県が特別保全地区内の近郊緑地の保全のために行なう事業に必要な資金については、法令の範囲内において、資金事情及び当該都県の財政状況が許す限り、配分するものとする。

(土地調整委員会の規定)
第十八條 第九条第一項の規定による処分を受けた者であつて、その処分に不服があるものは、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、土地調整委員会に規定の申請をすることができ、この場合には、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

2 行政不服審査法第十八條の規定は、前項に規定する処分につき、処分庁が誤つて審査請求をすることができ旨を教示した場合に準用する。

昭和四十一年六月二十七日 衆議院會議録第七十号(一) 首都圏近郊緑地保全法案外一案

(罰則)

第十九条 第十条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十條 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項の規定に違反した者

二 第九条第三項の規定により許可に附せられた条件に違反した者

第二十一条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第六条第五項の規定に違反した者

二 第七条第三項の規定に違反した者

三 第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十五条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(都市計画法の一部改正)

2 都市計画法の一部を次のように改正する。第十条に次の一項を加える。

都市計画区域内ニ於テハ首都圏近郊緑地保全法ニ依ル近郊緑地特別保全地区ノ指定、変更又ハ廃止ヲ為ストキハ都市計画ノ施設トシテ之ヲ為スベシ

(建設省設置法の一部改正)

3 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)

の一部を次のように改正する。

第三条第六号の三の次に次の一号を加える。六の四 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第 号)による近郊緑地特別保全地区の指定及びその地区内の近郊緑地の保全に関する事務を管理すること。

(土地調整委員会設置法の一部改正)

4 土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。第四条中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第 号)第十八条第一項の規定による異議を裁定すること。

第二十五条第一項中「又は河川法第九十七条第三項」を、「河川法第九十七条第三項又は首都圏近郊緑地保全法第十八条第一項」に改める。

第四十五条第一項中「河川法」を「河川法、首都圏近郊緑地保全法」に改める。

第四十五条に次の二項を加える。

4 第一項の規定により首都圏近郊緑地保全法の規定による許可があつたものとみなされる場合においては、委員会は、裁定で、近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地を保全するため必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者又は採石業者が守るべき事項を定めることができる。

5 前項の規定により近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地を保全するために定められた事項は、首都圏近郊緑地保全法の規定の適用については、同法第九条第三項の規定により許可に附せられた条件とみなす。

(首都圏整備法の一部改正)

5 首都圏整備法の一部を次のように改正する。第十六条第一項中「施行に関する事務」の下に「及び首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律

第 号)の施行に関する事務(建設省の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第十七条第二項に次の一号を加える。七 首都圏近郊緑地保全法の施行に関すること。

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正)

6 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「あわせて緑地を保全し」を削る。

流通業務市街地の整備に関する法律案 右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年六月二十五日 衆議院議長 山口喜久一郎殿 参議院議長 重宗 雄三

流通業務市街地の整備に関する法律

目次 第一章 総則(第一条・第二条) 第二章 流通業務施設の整備に関する基本方針(第三条) 第三章 流通業務地区及び流通業務団地(第四条 条一第八条) 第四章 流通業務団地造成事業 第一節 流通業務団地造成事業の施行(第九条 条・第十条) 第二節 測量、調査及び事業用地の取得等(第十二条一第二十四条) 第三節 事業計画及び処分計画(第二十五条 条一第二十九条) 第四節 造成施設等の処分等(第三十条一第一三十九条) 第五章 雑則(第四十条一第四十八条) 第六章 罰則(第四十九条一第五十三条)

附則 第一章 総則 第一条 この法律は、都心の区域に流通業務施設が過度に集中しているため流通機能の低下及び自動車交通の渋滞をきたしている大都市における流通業務市街地の整備に必要事項を定めることにより、流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図り、もつて都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。(定義) 第二条 この法律において「流通業務施設」とは、第五条第一項第一号から第五号までに掲げる施設をいう。

2 この法律において「流通業務団地造成事業」とは、第七条第一項の流通業務団地について、この法律で定めるところに従つて行なわれる同項第二号に規定する流通業務施設の全部又は一部の敷地の造成、造成された敷地の処分並びにこれらの敷地とあわせて整備されるべき公共施設及び公益的施設の敷地の造成又はこれらの施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業をいう。

3 この法律において「施行者」とは、流通業務団地造成事業を施行する者をいう。

4 この法律において「施行地区」とは、流通業務団地造成事業を施行する土地の区域をいう。

5 この法律において「公共施設」とは、道路、自動車駐車場その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

6 この法律において「公益的施設」とは、官公庁施設、医療施設その他の施設で、流通業務地区の利便のために必要なものをいう。

7 この法律において「造成施設等」とは、流通業務団地造成事業により造成された敷地及び整備された施設をいう。

8 この法律において「造成敷地等」とは、造成施設等のうち、公共施設及びその敷地以外のもの

をいう。

9 この法律において「処分計画」とは、施行者が行なう造成施設等の処分に関する計画をいう。

第二章 流通業務施設の整備に関する基本方針

第三条 経済企画庁長官、農林大臣、通商産業大臣、運輸大臣及び建設大臣は、協議により、都心の区域に流通業務施設が過度に集中しているため流通機能の低下及び自動車交通の渋滞をきたしている東京都、大阪市その他政令で定める大都市(その周辺の地域を含む。以下この条及び次条において同じ。)について、それぞれ、流通業務施設の整備に関する基本方針(以下この条及び次条において「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該大都市の都心の区域及びその他の区域における流通業務施設の機能及び立地に関する基本的事項
- 二 流通業務地区の数、位置、規模及び機能に関する基本的事項
- 三 流通業務地区内の流通業務施設の種類の、規模及び機能に関する基本的事項

3 基本方針は、次の各号に掲げる事項を勘案して定めるものとする。

- 一 物資の流通量の見直し
- 二 物資の流通に関する技術の向上及び流通機構の改善の見直し
- 三 自動車交通量の見直し
- 四 道路、鉄道、港湾等の交通施設の整備の見直し

4 基本方針は、首都圏の区域内の大都市に係るものにあつては首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二十一条の首都圏整備計画(事業計画を除く。)に、近畿圏の区域内の大都市に係るものにあつては近畿圏整備法(昭和三十一年法律第二百二十九号)第八条第二項の基本整備

計画に適合したものでなければならぬ。

5 基本方針の決定に当たつては、あらかじめ、自治大臣の意見をきくものとする。

第三章 流通業務地区及び流通業務団地(流通業務地区)

第四条 建設大臣は、前条第一項の大都市における流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るため、当該大都市の区域のうち、幹線道路、鉄道等の交通施設の整備の状況に照らして、流通業務市街地として整備することが適当であると認められる区域について、都道府県知事の申出に基づき、都市計画法(大正八年法律第三十六号)の定める手続によつて、都市計画の施設として流通業務地区を指定することができる。

2 流通業務地区の指定は、前条の規定により定められた基本方針に基づいてしなければならない。

3 建設大臣は、流通業務地区を指定しようとするときは、あわせて当該地区が流通業務市街地として整備されるために必要な公共施設に関する都市計画を決定しなければならない。

第五条 何人も、流通業務地区においては、次の各号の一に該当する施設以外の施設を建設してはならず、また、施設を改築し、又はその用途を変更して次の各号の一に該当する施設以外の施設としてはならない。ただし、都道府県知事が流通業務地区の機能を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

- 一 トラックターミナル、鉄道の貨物駅その他貨物の積卸しのための施設
- 二 卸売市場
- 三 倉庫、野積場若しくは貯蔵槽(政令で定める危険物の保管の用に供するもので、政令で定めるものを除く。)又は貯木場
- 四 上屋又は荷さばき場
- 五 道路貨物運送業、貨物運送取扱業、倉庫業

又は卸売業の用に供する事務所又は店舗

六 金属板、金属線若しくは紙の切斷、木材の引割り、製氷又は冷凍の事業の用に供する工場

七 前各号に掲げる施設に附帯する自動車駐車場又は自動車車庫

八 自動車に直接燃料を供給するための施設、自動車修理工場又は自動車整備工場

九 前各号に掲げるもののほか、流通業務地区の機能を害するおそれがない施設で政令で定めるもの

2 公共施設又は建設省令で定める公益的施設の建設及び改築並びに流通業務地区の指定の際に着手していた建設及び改築については、前項の規定は、適用しない。

3 流通業務地区については、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十九条及び第五十条の規定は、適用しない。

第六条 都道府県知事は、前条第一項の規定に違反した施設については、その所有者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、その施設の移転、除却若しくは改築又は用途の変更(以下この条及び第四十九条において「施設の移転等」という。)をすべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により施設の移転等を命じようとするときは、あらかじめ、その施設の移転等を命ずべき者について、隣関を行なわなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくして隣関に応じないときは、この限りでない。

3 第一項の規定により施設の移転等を命じようとする場合において、過失がなくその施設の移転等を命ずべき者を確定することができないときは、都道府県知事は、その者の負担において、その施設の移転等を命ずるから行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができる。この場合においては、相

当の期限を定めて、施設の移転等を行なうべき旨及びその期限までに施設の移転等を行なわなければならないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、施設の移転等を行なう旨を公告しなければならない。

4 前項の規定により施設の移転等を行なおうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

(流通業務団地に関する都市計画)

第七条 建設大臣は、流通業務地区内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域について、都市計画法の定める手続によつて、流通業務団地を都市計画として決定するものとする。

- 一 流通業務地区外の幹線道路、鉄道等の交通施設の利用が容易である位置にあること。
- 二 当該区域内において整備されるべきトラックターミナル、鉄道の貨物駅又は中央卸売市場及びこれらと密接な関連を有するその他の流通業務施設の敷地が、これらの施設における貨物の集散量及びこれらの施設の配置に応じた適正な規模のものであること。
- 三 良好な流通業務団地として一体的に整備される自然的条件を備えていること。
- 四 当該区域内の土地の大部分が建築物の敷地として利用されていないこと。

2 前項の都市計画においては、同項第二号の流通業務施設の敷地の位置及び規模並びに公共施設及び公益的施設の位置及び規模を決定するものとする。

3 第一項の都市計画においては、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合若しくは延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の高さ又は壁面の位置の制限を定めるものとする。

第八条 前条第一項の都市計画は、次の各号に規定するところから従つて決定しなければならない。

- 一 道路、自動車駐車場その他の施設に関する

都市計画が決定されている場合においては、その都市計画に適合するように定めること。

二 当該区域が、流通業務施設が適正に配置され、かつ、各流通業務施設を連絡する適正な配置及び規模の道路その他の主要な公共施設を備えることにより、流通業務地区の中核として一体的に構成されることとなるように定めること。

第四章 流通業務団地造成事業

第一節 流通業務団地造成事業の施行

第九條 流通業務団地造成事業は、都市計画事業として施行する。

第十條 都市計画法第五条の規定は、流通業務団地造成事業には適用しない。

二 流通業務団地造成事業は、地方公共団体又は日本住宅公団で、建設大臣に流通業務団地造成事業を施行することを申し出てその指定を受けたものが施行する。

第二節 測量、調査及び事業用地の取得等

(測量及び調査のための土地の立入り等)

第十一條 流通業務団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、流通業務団地造成事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行ふ必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に、みずから立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることが出来る。

二 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

三 第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入

らうとする者は、立ち入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。

四 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

五 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立ち入りを拒み、又は妨げてはならない。

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第十二條 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行ふ者は、その測量又は調査を行ふにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等(以下この条、次条及び第四十九條において「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下この条、次条及び第四十九條において「試掘等」という。)を行ふおとす場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行ふことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べべる機会を与えなければならない。

二 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行ふおとす者は、伐除しようとする日又は試掘等を行ふおとす日の三日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

三 第一項の規定により障害物を伐除しようとする

る場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいらないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、流通業務団地造成事業を施行しようとする者若しくは施行者又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

(証明書等の携帯)

第十三條 第十一條第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

二 前条の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行ふおとす者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

三 前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

(土地の立入り等に伴う損失の補償)

第十四條 流通業務団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、第十一條第一項又は第十二條第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。

二 前項の規定による損失の補償については、損失を与えた者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

三 前項の規定による協議が成立しない場合においては、損失を与えた者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、取用委員会に

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(測量のための標識の設置)

第十五條 流通業務団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、流通業務団地造成事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行ふため必要がある場合においては、建設省令で定める標識を設けることができる。

二 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(関係簿書の閲覧等)

第十六條 流通業務団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、流通業務団地造成事業の施行の準備又は施行のため必要がある場合においては、流通業務団地造成事業を施行しようとする、又は施行する土地を管轄する登記所に対して、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(建築行為等の制限)

第十七條 都市計画事業として決定された流通業務団地造成事業を施行すべき土地の区域内において、流通業務団地造成事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行ない、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行ふおとす者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

二 都道府県知事は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見をきかなければならない。

三 都道府県知事は、第一項に規定する許可をする場合において、流通業務団地造成事業の施行

のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を附することができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

4 都道府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により附した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、流通業務団地造成事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。

5 都道府県知事は、前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとするときは、あらかじめ、その原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者について聴聞を行なわなければならない。ただし、これらの者が正当な理由がなくて聴聞に応じないときは、この限りでない。

6 第四項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確定することができないときは、都道府県知事は、それらの者の負担において、その措置をみずから行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定め、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却す

る旨を公告しなければならない。

7 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合において、これを提示しなければならない。

(事業の施行について周知させるための措置)
第十八条 第十条第二項の指定があつたときは、施行者は、すみやかに、建設省令で定める事項を公告するとともに、建設省令で定めるところにより、自己が流通業務団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地又は土地及びこれに定着する建築物その他の工作物(次条及び第五十二條において「土地建物等」という。)の有償譲渡について、次条の規定による制限があることを関係権利者に周知させるため必要な措置を講じ、かつ、自己が施行する流通業務団地造成事業の概要について、その施行すべき土地の区域内の土地及びその附近地の住民に説明し、これらの者から意見を聴取する等の措置を講ずることにより、事業の施行についてこれらの者の協力が得られるように努めなければならない。

(土地建物等の先買)
第十九条 前条の公告の日の翌日から起算して十日を経過した後流通業務団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等、その予定対価の額(予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積もつた額。以下この条において同じ。)及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他建設省令で定める事項を書面で施行者に届け出なければならない。ただし、当該土地建物等の全部又は一部が文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第四十六条(同法第五十六条の十四において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものである場合は、この限りでない。

2 前項の規定による届出があつた後三十日以内に施行者が届出をした者に対し届出に係る土地建物等を買取り取るべき旨の通知をしたときは、当該土地建物等について、施行者と届出をした者との間に届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。

3 第一項の届出をした者は、前項の期間(その期間内に施行者が届出に係る土地建物等を買取り取らない旨の通知をしたときは、その時までの期間)内は、当該土地建物等を譲り渡してはならない。

(土地の買取請求)
第二十条 都市計画事業として決定された流通業務団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地で、第二十三条第一項の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により取用の手続が保留されているもの所有者は、施行者に対し、建設省令で定めるところにより、当該土地の時価で買取り取るべきことを請求することができる。ただし、当該土地が他人の権利の目的となつている場合及び当該土地に建築物その他の工作物又は立木に関する法律(明治四十二年法律第二十二号)第一条第一項に規定する立木がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定により買取り取るべき価額については、施行者と土地の所有者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、施行者又は土地の所有者は、収用委員会の裁決を申請することができる。
4 前項の規定による収用委員会の裁決及びその裁決に不服がある場合の訴えについては、土地収用法第九十四条第三項から第十二項まで及び第一百三十三条の規定の例による。
第二十一条 施行者は、流通業務団地造成事業の

施行のため必要がある場合においては、流通業務団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地又はその土地にある土地収用法第五十一条各号に掲げる権利を収用することができる。

2 前項の規定により土地又は権利が収用される場合において、権原により当該土地又は当該権利の目的である土地に建築物その他の土地に定着する工作物を所有する者は、その工作物の収用を請求することができる。
(材料置場等の施設のための土地等の使用)
第二十二条 施行者は、流通業務団地造成事業の施行のため欠くことのできない材料置場等の施設を設置するため必要な土地又はこれに關する所有権以外の権利を使用することができる。
(土地収用法の適用等)
第二十三条 第二十一条第一項の規定による収用又は前条の規定による使用に關しては、この法律に特別の規定がある場合のほか、土地収用法の規定を適用する。

2 都市計画法第十九条から第二十二條まで(同条第三号を除く。)の規定は、第二十一条第一項の規定による収用又は前条の規定による使用について準用する。
3 第一項に規定する収用又は使用については、土地収用法第二十八条の三(同法第三十八條第一項において準用する場合を含む。)及び第四十二條の規定は適用せず、同法第八十九條第三項中「第二十八條の三第一項」とあるのは、「流通業務市街地の整備に關する法律第十七條第一項」とする。

4 前二項の規定は、前条の規定により施行地区外の土地又はこれに關する所有権以外の権利を使用する場合には、適用しない。
5 土地収用法第八十七條の規定は、第二十一条第二項の規定による収用の請求について準用する。

(生活再建のための措置)

第二十四条 施行者は、流通業務団地造成事業の施行に必要な土地等を提供したため生活の基礎を失ふこととなる者の申出があつた場合においては、事情の許す限り、その者に對し、住宅のあつせんその他その受ける補償と相まつて行なうことが必要と認められる生活再建のための措置を講ずるよう努めるものとする。

第三節 事業計画及び処分計画

(事業計画及び処分計画)

第二十五条 施行者は、事業計画及び処分計画を定めなければならない。

2 事業計画においては、建設省令で定めるところにより、施行地区(施行地区を工区分けるときは、施行地区及び工区)、設計及び資金計画を定めなければならない。

3 処分計画においては、造成施設等の処分方法及び処分価額に關する事項並びに処分後の造成敷地等の利用の規制に關する事項を定めなければならない。

4 この法律に規定するもののほか、事業計画及び処分計画の設定の技術的基準その他事業計画及び処分計画に關し必要な事項は、建設省令で定める。

(処分計画の認可等)

第二十六条 施行者は、処分計画を定めようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、建設大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとする場合(建設省令で定める軽微な變更をしようとする場合を除く。)においても、同様とする。

2 施行者は、事業計画を定めた場合においては、建設省令で定めるところにより、これを建設大臣に届け出なければならない。これを變更した場合は(建設省令で定める軽微な變更をした場合を除く。)においても、同様とする。

(処分計画の基準)

第二十七条 処分計画においては、造成敷地等の処分価額は、類地等の時価を基準とし、かつ、当該造成敷地等の取得及び造成又は整備に要する費用(公共施設及び公益的施設の敷地の造成及びそれらの施設の整備に要する費用のうち当該造成敷地等である敷地に配分されるべき費用を含む。)並びに当該造成敷地等の位置、品位及び用途を勘案して決定するよう定めなければならない。

第二十八条 処分計画においては、処分後の造成施設等のうち、都市計画が決定されているものについてはその都市計画に適合するように、その他のものについては当該流通業務団地にふさわしい規模及び用途の施設が建設されるよう定めなければならない。

(事業計画及び処分計画に關する協議)

第二十九条 施行者は、事業計画又は処分計画を定め、又は變更しようとするときは、あらかじめ、事業計画若しくは処分計画又はその變更に關する公共施設の管理者又は管理者となるべき者その他政令で定める者に協議しなければならない。

第四節 造成施設等の処分等

(工事完了の公告)

第三十条 施行者は、施行地区(施行地区を工区分けたときは、工区。以下この条において同じ。)の全部について工事(事業計画で特に定める工事を除く。)を完了したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事(施行者が日本住宅公団であるときは、建設大臣。以下この条において同じ。)に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る工事が事業計画に適合していると認められたときは、遅滞なく、当該施行地区について工事が完了した旨を公告しなければならない。

(流通業務団地造成事業の施行により設置された公共施設の管理)

第三十一条 流通業務団地造成事業の施行により公共施設を設置された場合においては、その公共施設は、前条第二項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づき管理すべき者が別にあるとき、又は処分計画に特に管理すべき者の定めがあるときは、それらの者の管理に属するものとする。

2 施行者は、前条第二項の公告の日以前においても、公共施設に關する工事が完了した場合においては、前項の規定にかかわらず、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

3 施行者は、前条第二項の公告の日の翌日において、公共施設に關する工事を完了していない場合においては、第一項の規定にかかわらず、その工事が完了したときにおいて、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

4 公共施設を管理すべき者は、前二項の規定により施行者からその公共施設について管理の引継ぎの申出があつた場合においては、その公共施設に關する工事が事業計画において定められた設計に適合しない場合のほか、その引継ぎを拒むことができない。

(公共施設の用に供する土地の帰属)

第三十二条 流通業務団地造成事業の施行により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で因又は地方公共団体が所有するものは、第三十条第二項の公告の日の翌日において施行者に帰属するものとし、これに代わるものとして処分計画で定める新たな公共施設の用に供する土地は、その日に於いてそれぞれ因又は当該地方公共団体に帰属するものとする。

2 流通業務団地造成事業の施行により設置された公共施設の用に供する土地は、前項に規定するもの及び処分計画で特別の定めをしたものを除き、第三十条第二項の公告の日の翌日において、当該公共施設を管理すべき者(その者が、国の機関であるときは、地方公共団体の機関であるときは、当該地方公共団体)に帰属するものとする。

(造成施設等の譲受人の公募)

第三十三条 施行者は、造成施設等をこの法律及び処分計画に従つて処分しなければならない。

2 地方公共団体がこの法律の規定により行なう造成施設等の処分については、当該地方公共団体の財産の処分に關する法令の規定は、適用しない。

(造成敷地等の譲受人の資格)

第三十四条 施行者は、造成敷地等について、政令で特別の定めをするものを除き、建設省令で定めるところにより、その譲受人を公募しなければならない。

(造成敷地等の譲受人の資格)

第三十五条 公募による造成敷地等の譲受人は、少なくとも、次の各号に掲げる条件を備へた者でなければならない。

- 一 造成敷地等である敷地においてみずから流通業務施設を経営しようとする者であること。
- 二 流通業務施設の建設及び経営に必要な資力及び信用を有する者であること。
- 三 譲渡の対価の支払能力がある者であること。

(造成敷地等の譲受人の選考)

第三十六条 施行者は、造成敷地等の譲受人を公募する場合には、次の各号に掲げる者の順に、公正な方法で選考して、その譲受人を決定するものとする。

- 一 流通業務施設の敷地を当該流通業務団地近

成事業に必要な土地として提供した者

二 当該流通業務地区の存する第三条第一項の大都市の都心の区域として施行者が定める区域内にある流通業務施設の敷地に代えて流通業務施設の敷地を取得しようとする者

三 当該流通業務地区の存する第三条第一項の大都市の都心の区域として施行者が定める区域内に流通業務施設を有する者で、造成敷地等である敷地にその流通業務施設と同一の業種に属する流通業務施設を新設しようとするもの(前号に該当する者を除く。)

四 その他の者

(流通業務施設の建設義務)

第三十七条 施行者から流通業務施設を建設すべき敷地を譲り受けた者(その承継人を含むものとし、国、地方公共団体その他政令で定める者を除く)は、施行者が定めたる期間内に、建設省令で定めるところにより流通業務施設の建設の工期、工事概要等に関する計画を定めて、施行者の承認を受け、当該計画に従つて流通業務施設を建設しなければならない。

2 施行者は、前項の規定に違反して、その定めたる期間内に同項の規定による承認を受ける手續をせず、又は承認を受けた計画に従つて流通業務施設を建設しなかつた者に対して、当該敷地の譲渡契約を解除することができる。

(造成敷地等に関する権利の処分の制限)

第三十八条 第三十条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間は、造成敷地等又は造成敷地等である敷地の上に建設された流通業務施設又は公益的施設に関する所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、建設省令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号の一に掲げる場合は、この限りではない。

一 当事者の一方又は双方が国、地方公共団体その他政令で定める者である場合

二 相続その他の一般承継により当該権利が移転する場合

三 滞納処分、強制執行、競売法(明治三十一年法律第十五号)による競売又は企業担保権の実行により当該権利が移転する場合

四 土地収用法その他の法律により収用され、又は使用される場合

五 その他政令で定める場合

2 前項に規定する承認に関する処分は、当該権利を設定し、又は移転しようとする者がその設定又は移転により不当に利益を受けるものでないかどうか、及びその設定又は移転の相手方が処分計画に定められた処分後の造成敷地等の利用の規制の趣旨に従つて当該造成敷地等を利用すると認められるものであるかどうかを考慮しなければならない。

3 第一項に規定する承認には、処分計画に定められた処分後の造成敷地等の利用の規制の趣旨を達成するため必要な条件を附することができ、この場合において、その条件は、当該承認を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

(図書の備置き等)

第三十九条 施行者は、第三十条第二項の公告があつたときは、造成施設等の存する市町村の長に対し、建設省令で定めるところにより、当該造成施設等の存する区域を表示した図書を送付しなければならない。

2 前項の図書の送付を受けた市町村長は、第三十条第二項の公告をした日の翌日から起算して十年間、その図書を当該市町村の役場に備え置いて、関係人の請求があつたときは、これを閲覧させなければならない。

3 都道府県知事は、建設省令で定めるところにより、第三十条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間、流通業務団地造成事業が施行さ

れた土地の区域内の見やすい場所に、流通業務団地造成事業が施行された土地である旨を表示した標識を設置しなければならない。

4 何人も、前項の規定により設けられた標識を都道府県知事の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

第五章 雑則

(費用の負担)

第四十条 流通業務団地造成事業に要する費用は、施行者の負担とする。

(書類の送付に代わる公告)

第四十一条 施行者は、流通業務団地造成事業の施行に関し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなく、その者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができなるときは、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付に代えることができる。

2 前項の公告があつた場合においては、その公告の日の翌日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

(資金の調達についての配慮等)

第四十二条 国は、流通業務団地造成事業に必要な資金の調達について配慮するものとする。

2 国は、造成敷地等である敷地を譲り受けて流通業務施設を建設しようとする者又は流通業務団地に関する都市計画に従い流通業務施設を建設しようとする者に対し、必要な資金のあつせんに努めるものとする。

3 農林大臣又は都道府県知事は、流通業務団地の区域内の農地又は採草放牧地を流通業務団地造成事業又は流通業務団地に関する都市計画に適合した流通業務施設の用に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の規定による許可を求められた場合においては、流通業務団地造成事業の施行又は流通業務施設の建設が

促進されるよう配慮するものとする。

(技術的援助の請求)

第四十三条 都道府県及び日本住宅公団は建設大臣に対して、市町村は建設大臣及び都道府県知事に対して、流通業務団地造成事業の施行の準備又は施行のため、それぞれ流通業務団地造成事業に関し専門的知識を有する職員を技術的援助を求めることができる。

(施行者等に対する監督)

第四十四条 建設大臣は、施行者が定めたる事業計画又は施行者が行なう工事若しくは処分が、この法律、この法律に基づく命令若しくは流通業務団地造成事業につき都市計画法第三条の規定により決定された都市計画法第三十条の規定計画若しくは処分計画に従つていないと認められる場合においては、その施行者に対し、流通業務団地造成事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、事業計画の変更又は工事の中止若しくは変更若しくは処分の差止めその他必要な措置を命ずることができる。

2 建設大臣は、違法又は不当な第三十八条第一項の規定に基づく承認の処分が行なわれたときは、造成敷地等の適正な利用を確保するため必要な限度において、その承認の処分を取り消し、又は変更することができる。

(関連公共施設の整備)

第四十五条 国及び地方公共団体は、流通業務団地造成事業の施行に関連して必要となる公共施設の整備に努めるものとする。

(関係行政機関との調整)

第四十六条 建設大臣は、第四条第一項の規定により流通業務地区を指定しようとするとき、又は第七条第一項の規定により流通業務団地を都市計画として決定しようとするときは、あらかじめ、農林大臣、通商産業大臣及び運輸大臣に協議するものとする。

2 建設大臣は、第二十六条第一項の規定により処分計画を認可しようとするときは、あらかじめ

昭和四十一年六月二十七日 衆議院會議録第七十号(一) 首都圏近郊緑地保全法案外一案

め、当該処分計画に係る造成敷地等である敷地の上に建設されることとなる流通業務施設の設置又は経営について、他の法律の規定により許可、認可その他の処分をする権限を有する行政機関の長に協議しなければならぬ。
(大都市の特例)

第四十七条 この法律又はこの法律に基づく政令の規定により、都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務(都道府県が施行する流通業務団地造成事業に係る事務を除く)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)においては、指定都市の長が行なうものとする。この場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。
(政令への委任)

第四十八条 この法律に特に定めるもののほか、この法律によりすべき公告の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

- 第四十九条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
 - 一 第六条第一項の規定による命令に違反して、施設の移転等をしなかつた者
 - 二 第十一条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げたる者
 - 三 第十二条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は都道府県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行なつた者
 - 四 第十七条第四項の規定による命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転せず、若しくは除却しなかつた者
 - 五 第三十七条第一項の規定に違反して、施行

者が定められた期間内に、計画の承認を受ける手続をせず、又は承認を受けた計画に従つて流通業務施設を建設しなかつた者

六 第三十八条第一項の規定に違反して、同項に掲げる権利の設定又は移転につき承認を受けないうで、造成敷地等又は造成敷地等である敷地の上に建設された流通業務施設又は公益的施設を権利者に引き渡した者

七 第三十八条第三項の規定により一定の期限までに一定の用途の施設を建設すべきことを内容とする条件を附された者で、その条件に違反して、その用途以外の施設を建設したものは、第五十条 第五十条第一項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第五十一条 第十五条第二項又は第三十九条第四項の規定に違反して、第十五条第一項又は第三十九条第三項の規定により設けられた標識を移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊した者は、三万円以下の罰金に処する。

第五十二条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。
 一 第十九条第一項の規定に違反して、届出をしないで土地建物等を有償で譲り渡した者
 二 第十九条第一項の届出について、虚偽の届出をした者
 三 第十九条第三項の規定に違反して、同項の期間内に土地建物等を譲り渡した者
 四 第三十八条第一項の承認について、虚偽の申請をした者

第五十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第四十九条又は第五十条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

(都市計画法の一部改正)

2 都市計画法の一部を次のように改正する。第十條に次の一項を加える。

都市計画区域内ニ於テハ流通業務市街地の整備に関する法律ニ依ル流通業務地区ノ指定、変更又ハ廃止ヲ為ストキハ都市計画ノ施設トシテ之ヲ為スベシ
第十一條ノ二中「若ハ広場」を「広場若ハ流通業務団地」に改める。
(公有水面埋立法の一部改正)

3 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
第一條第三項中「又ハ近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律」を、「近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律又ハ流通業務市街地の整備に関する法律」に改める。

第二十六條中「又ハ近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二十九條を」と、「近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二十九條又ハ流通業務市街地の整備に関する法律第三十二條」に改める。
(建設省設置法の一部改正)

4 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。
第三條中第五号の十一を第五号の十二とし、第五号の十を第五号の十一とし、第五号の九の次に次の一を加える。

五の十 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第 号)の施行に関する事務を管理すること。
(昭和四十一年法律第 号)の施行に関する事務を管理すること。

第四條第三項中「第五号の十及び第五号の十一」を「第五号の十一及び第五号の十二」に改め、「新住宅市街地開発事業」の下に、「流通業務団地造成事業」を加え、同條第四項中「第五号の九」を「第五号の十二」に、「第五号の十及び第五号の十一」を「第五号の十一及び第五号の十二」に改める。

改める。
第四條の二第二項中「第五号の十及び第五号の十一」を「第五号の十一及び第五号の十二」に改め、「新住宅市街地開発事業」の下に、「流通業務団地造成事業」を加える。
(日本住宅公団法の一部改正)

(日本住宅公団法の一部改正)

5 日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第三十一條中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一を加える。
十一 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第 号)による流通業務団地造成事業を施行すること。

(租税特別措置法の一部改正)
6 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第三十一條第一項第一号中「新住宅市街地開発法(昭和三十一年法律第百三十四号)」の下に、「流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第 号)」を加える。

(住宅地造成事業に関する法律の一部改正)
7 住宅地造成事業に関する法律(昭和三十九年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。
第八條第一項第二号中「地すべり防止区域」の下に、「流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第 号)」第四條第一項の「流通業務地区」を加える。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。建設委員会理事服部安司君。

〔報告書は本号(一)末尾に掲載〕

○服部安司君登壇

近郊緑地保全法案及び流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第 号)の施行に関する事務を管理すること。

する法律案の二法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず最初に、首都圏近郊緑地保全法案について申し上げます。

本案は、首都圏の近郊整備地帯において良好な自然の環境を有する緑地を保全することが首都及びその周辺の地域における住民の健全な生活環境の確保と首都圏の秩序ある発展に欠くことができないものであることにかんがみ、その保全に關し必要な事項を定めることにより、近郊整備地帯の無秩序な市街地化を防止し、もつて首都圏の秩序ある発展に寄与しようとするもので、そのおもなる内容は次のとおりであります。

第一に、首都圏整備委員会は、首都の周辺において無秩序な市街地化のおそれが大である樹林地等の緑地を近郊緑地保全区域として指定することができるものとし、その指定を行なったときは、近郊緑地の保全に關する計画を決定しなければならぬものとするのであります。

第二に、建設大臣は、近郊緑地保全区域のうち、特に公害等の防止効果が著しい土地、あるいは特に良好な自然の環境を有する土地については、都市計画施設として特別保全地区を指定することができるものとするのであります。

第三に、近郊緑地保全区域内または特別保全地区内において建築物の新増設及び土地の形質変更等を行なうとする者は、都県知事にその行為の届け出または許可を受けなければならないものとするともに、損失の補償、土地の買入れ、国の補助等について所要の規定を設けるものとするのであります。

本案は、当委員会に四月五日予備付託、六月八日日本付託となり、六月二十二、二十五日に質疑を行ないましたが、その詳細につきましては会議録に譲ることといたします。

かくて、本二十七日、質疑を終了し、討論を省略して採決の結果、本案は全会一致をもって原案

のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、流通業務市街地の整備に關する法律案について申し上げます。

本案は、都心の地区に流通業務施設が過度に集中しているため、流通機能の低下及び自動車交通の渋滞を来たしている大都市における流通業務市街地の整備に關し必要な事項を定めることにより、流通機能の向上及び道路交通の円滑化をはかり、もつて都市機能の維持及び増進に寄与しようとするもので、そのおもなる内容は次のとおりであります。

第一に、経済企画庁長官、農林大臣、通商産業大臣、運輸大臣及び建設大臣は、協議により、都心の区域に流通業務施設が過度に集中しているため流通機能の低下及び自動車交通の渋滞を来たしている東京都、大阪市、その他の大都市について、都市ごとに流通業務施設の整備に關する基本方針を定めるものとするのであります。

第二に、建設大臣は、基本方針に基づいて、当該都市の区域のうち流通業務市街地として整備することが適当な地区につき、都市計画として流通業務地区を指定するものとし、その流通業務地区内においては、中核としてトラックターミナル、中央卸売市場等の流通業務施設を一体的に立地させるものとするのであります。

第三に、流通業務団地造成事業は、都市計画事業として地方公共団体または日本住宅公団が施行するものとし、その施行について、土地の収用、先買い、買取り請求等の必要な規定を設けるものとするのであります。

本案は、参議院先議のため、当委員会に五月二十六日予備付託、六月二十二日提案理由の説明を聴取、六月二十五日本付託となり、二十五、二十七日と質疑を行ないましたが、その詳細については会議録に譲ることといたします。

かくて、本二十七日、質疑を終了し、討論を省略して採決の結果、本案は全会一致をもって原案

略して採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しては、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党共同提案にかかる附帯決議が付されましたが、会議録に譲ることといたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 両案を一括して採決いたします。

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よつて、両案を委員長報告のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

請願日程 地方財政法の一部改正に關する請願外三百四十請願

国立大学教官の待遇改善に關する請願外二千八百二十九請願

○海部俊樹君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、請願日程三百四十一件とものに、本日委員会の審査を終了した国立大学教官の待遇改善に關する請願外二千八百二十九件を追加して一括議題となし、その審議を進められんことを望みます。

請願日程追加の分

国立大学教官の待遇改善に關する請願(船田中君紹介)(第一四八六号)

同(船田中君紹介)(第一五〇六号)

同(藤枝泉介君紹介)(第一五九九号)

寒冷地給与改善に關する請願外八件(粟林三郎君紹介)(第一五二四号)

国立大学教官の待遇改善に關する請願(西岡武夫君紹介)(第一六八〇号)

同(藤本孝雄君紹介)(第一六九四号)

同和对策確立に關する請願外二件(西村関一君紹介)(第一六八六号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一七八五号)

同(石橋政嗣君紹介)(第一七八四号)

同(淡谷悠蔵君紹介)(第一七八三号)

同(落合寛茂君紹介)(第一七〇八号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一七八五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一七八五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一七八五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一七八五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一七八五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一七八五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一七八五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一七八五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一七八五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一七八五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一七八五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一七八五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一七八五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一七八五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一七八五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一七八五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一七八五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一七八五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一七八五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一七八五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一七八五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一七八五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一七八五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一七八五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一七八五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一七八五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一七八五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一七八五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一七八五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一七八五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一七八五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一七八五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一七八五号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一七八五号)

昭和四十一年六月二十七日 衆議院會議錄第七十号(一) 地方財政法の一部改正に關する請願外三千百七十請願

同(引揚者在外私有財産補償促進に關する請願(鴨田宗一君紹介)(第二三三〇号))
 同(伊藤卯四郎君紹介)(第二三四七号)
 同(稻富稔人君紹介)(第二三四八号)
 同(受田新吉君紹介)(第二三四九号)
 同(内海清君紹介)(第二三五〇号)
 同(中村時雄君紹介)(第二三五五号)
 同(福永健司君紹介)(第二三五二二号)
 同(山本勝市君外一名紹介)(第二四一六号)
 同(荒木萬壽夫君紹介)(第二四一七号)
 同(荒船清十郎君紹介)(第二四一八号)
 同(井手以誠君紹介)(第二四一九号)
 同(井原岸高君紹介)(第二四二〇号)
 同(岩動道行君紹介)(第二四二二号)
 同(池田正之輔君紹介)(第二四二三号)
 同(石井光次郎君紹介)(第二四二四号)
 同(石野久男君紹介)(第二四二五号)
 同(稻葉修君紹介)(第二四二五号)
 同(稻村隆一君紹介)(第二四二六号)
 同(今松治郎君紹介)(第二四二七号)
 同(宇野宗佑君紹介)(第二四二八号)
 同(村山達雄君外一名紹介)(第二四二九号)
 同(江崎真澄君紹介)(第二四三〇号)
 同(小笠公昭君紹介)(第二四三一〇号)
 同(小沢佐重喜君紹介)(第二四三二二号)
 同(小沢辰男君紹介)(第二四三三三号)
 同(大泉寛三君紹介)(第二四三四号)
 同(大久保武雄君紹介)(第二四三五号)
 同(大高康君紹介)(第二四三六号)
 同(大竹太郎君紹介)(第二四三七号)
 同(大坪保雄君紹介)(第二四三八号)
 同(大原亨君紹介)(第二四三九号)
 同(大平正芳君紹介)(第二四四〇号)
 同(加藤高藏君紹介)(第二四四一〇号)
 同(加藤常太郎君紹介)(第二四四二二号)
 同(賀屋興宜君紹介)(第二四四三三号)
 同(亀岡高夫君紹介)(第二四四四四号)

同(神近市子君紹介)(第二四四五号)
 同(川村綾義君紹介)(第二四四六号)
 同(河野正君紹介)(第二四四七号)
 同(木部佳昭君紹介)(第二四四八号)
 同(木村武千代君紹介)(第二四四九号)
 同(久保三郎君紹介)(第二四五〇号)
 同(飯岡兵輔君紹介)(第二四五二二号)
 同(藏内修治君紹介)(第二四五三三号)
 同(小平久雄君紹介)(第二四五三三号)
 同(小林進君紹介)(第二四五四四号)
 同(小宮山重四郎君紹介)(第二四五五五号)
 同(河野密君紹介)(第二四五六六号)
 同(佐藤洋之助君紹介)(第二四五七七号)
 同(齋藤邦吉君紹介)(第二四四八八号)
 同(坂田道太君紹介)(第二四四九九号)
 同(坂本泰良君紹介)(第二四五〇〇号)
 同(志賀健次郎君紹介)(第二四六一一号)
 同(椎名悦三郎君紹介)(第二四六二二号)
 同(重盛寿治君紹介)(第二四六三三号)
 同(進藤一馬君紹介)(第二四六四四号)
 同(鈴木善幸君紹介)(第二四六五五号)
 同(鈴木茂三郎君紹介)(第二四六六六号)
 同(砂原格君紹介)(第二四六七七号)
 同(關谷勝利君紹介)(第二四六八八号)
 同(田中角榮君紹介)(第二四六九九号)
 同(田中彰治君紹介)(第二四七〇〇号)
 同(田中六助君紹介)(第二四七一七号)
 同(田原春次君紹介)(第二四七二二号)
 同(多賀谷眞稔君紹介)(第二四七三三号)
 同(高橋清一郎君紹介)(第二四七四四号)
 同(高橋一君紹介)(第二四七五五号)
 同(高瀬傳君紹介)(第二四七六六号)
 同(滝井義高君紹介)(第二四七七七号)
 同(館林三喜男君紹介)(第二四七八八号)
 同(谷川和穂君紹介)(第二四七九九号)
 同(千葉七郎君紹介)(第二四八〇〇号)
 同(塚田徹君紹介)(第二四八一〇号)
 同(塚原俊郎君紹介)(第二四八二二号)

同(辻寛一君紹介)(第二四八三三号)
 同(戸叶里子君紹介)(第二四八四四号)
 同(登坂重次郎君紹介)(第二四八五五号)
 同(徳安實藏君紹介)(第二四八六六号)
 同(中川俊思君紹介)(第二四八七七号)
 同(中島茂喜君紹介)(第二四八八八号)
 同(中山榮一君紹介)(第二四八九九号)
 同(永山忠則君紹介)(第二四九〇〇号)
 同(灘尾弘吉君紹介)(第二四九一一号)
 同(橋崎弥之助君紹介)(第二四九二二号)
 同(丹羽喬四郎君紹介)(第二四九三三号)
 同(野田武夫君紹介)(第二四九四四号)
 同(野原正勝君紹介)(第二四九五五号)
 同(野見山清造君紹介)(第二四九六六号)
 同(八田貞義君紹介)(第二四九七七号)
 同(馬場元治君紹介)(第二四九八八号)
 同(福田繁芳君紹介)(第二四九九九号)
 同(福永一臣君紹介)(第二五〇〇〇号)
 同(藤枝泉介君紹介)(第二五〇一一号)
 同(藤尾正行君紹介)(第二五〇二二号)
 同(藤田高敏君紹介)(第二五〇三三号)
 同(藤田義光君紹介)(第二五〇四四号)
 同(藤本孝雄君紹介)(第二五〇五五号)
 同(船田中君紹介)(第二五〇六六号)
 同(帆足許君紹介)(第二五〇七七号)
 同(細谷治嘉君紹介)(第二五〇八八号)
 同(前田榮之助君紹介)(第二五〇九九号)
 同(松井政吉君紹介)(第二五一〇〇号)
 同(山内広君外一名紹介)(第二五一一一号)
 同(松本七郎君紹介)(第二五一二二号)
 同(松山千恵子君紹介)(第二五一三三号)
 同(三池信君紹介)(第二五一四四号)
 同(三原朝雄君紹介)(第二五一五五号)
 同(武藤山治君紹介)(第二五一六六号)
 同(村山達雄君紹介)(第二五一七七号)
 同(毛利松平君紹介)(第二五一七八号)
 同(粟山秀君紹介)(第二五一八九号)
 同(森下國雄君紹介)(第二五二〇〇号)

同(森山欽司君紹介)(第二五二一一号)
 同(八木徹雄君紹介)(第二五二二二号)
 同(八木昇君紹介)(第二五二三三号)
 同(山田長司君紹介)(第二五二四四号)
 同(山田耻目君紹介)(第二五二五五号)
 同(山中吾郎君紹介)(第二五二六六号)
 同(山本勝市君紹介)(第二五二七七号)
 同(湯山勇君紹介)(第二五二八八号)
 同(吉田重延君紹介)(第二五二九九号)
 同(吉村吉雄君紹介)(第二五三〇〇号)
 同(早稻田柳右エ門君紹介)(第二五三一一号)
 同(渡辺美智雄君紹介)(第二五三二二号)
 同(国立大学教官の待遇改善に關する請願(足鹿覺君紹介)(第二三三二二号))
 同(吉川久衛君紹介)(第二三五五六号)
 同(四宮久吉君紹介)(第二三五五七号)
 同(地崎宇三郎君紹介)(第二三五五八号)
 同(江崎真澄君紹介)(第二三五五九号)
 同(櫻内義雄君紹介)(第二三五六〇号)
 同(寒冷地給与改善に關する請願(川俣清吾君紹介)(第二三五三三三号))
 同(笹山茂太郎君紹介)(第二三五三四号)
 同(鈴木一君紹介)(第二三五三五号)
 同(引揚者在外私有財産補償促進に關する請願(伊藤よし子君紹介)(第二五六八八号))
 同(浦野幸男君紹介)(第二五六九九号)
 同(加藤清二君紹介)(第二五七〇〇号)
 同(菅野和太郎君紹介)(第二五七一一号)
 同(佐藤觀次郎君紹介)(第二五七二二号)
 同(外五十八件(竹下登君紹介)(第二五七三三号))
 同(德積七郎君紹介)(第二五七四四号)
 同(横山利秋君紹介)(第二五七五五号)
 同(外六件(今澄勇君紹介)(第二六一二二号))
 同(春日一幸君紹介)(第二六一三三号)
 同(外五十八件(櫻内義雄君紹介)(第二六一四四号))
 同(中垣國男君紹介)(第二六一五五号)
 同(西村榮一君紹介)(第二六一六六号)
 同(本島百合子君紹介)(第二六一六六号)

同(福井勇君紹介)(第三二四号)
 同(星島二郎君紹介)(第三二五号)
 同(松田竹千代君紹介)(第三二一六号)
 同(八木徹雄君紹介)(第三二一七号)
 同(柳田秀一君紹介)(第三二一八号)
 同(逢澤寛君紹介)(第三二四号)
 同(岩動道行君紹介)(第三二五号)
 同(池田清志君紹介)(第三二六号)
 同(白井莊一君紹介)(第三二七号)
 同(小淵惠三君紹介)(第三二八号)
 同(大村邦夫君紹介)(第三二九号)
 同(金子岩三君紹介)(第三三〇号)
 同(川野芳滿君紹介)(第三三一四号)
 同(木村剛輔君紹介)(第三三一四号)
 同(木村武千代君紹介)(第三二四三三号)
 同(倉成正君紹介)(第三二四四号)
 同(坂本泰良君紹介)(第三二四五号)
 同(始岡伊平君紹介)(第三二四六号)
 同(進藤一馬君紹介)(第三二四七号)
 同(砂原格君紹介)(第三二四八号)
 同(田口誠治君紹介)(第三二四九号)
 同(田中正巳君紹介)(第三二五〇号)
 同(田村良平君紹介)(第三二五一号)
 同(竹下登君紹介)(第三二五二号)
 同(中馬辰猪君紹介)(第三二五三三号)
 同(坪川信三君紹介)(第三二五四号)
 同(渡海元三郎君紹介)(第三二五五号)
 同(泊谷裕夫君紹介)(第三二五六号)
 同(橋本龍太郎君紹介)(第三二五七号)
 同(華山親義君紹介)(第三二五八号)
 同(肥田次郎君紹介)(第三二五九号)
 同(古井喜實君紹介)(第三二六〇号)
 同(細田吉藏君紹介)(第三二六一号)
 同(森下國雄君紹介)(第三二六二号)
 同(森下元晴君紹介)(第三二六三三号)
 同(淡谷悠藏君紹介)(第三二六三八号)
 同(天野光晴君紹介)(第三二六三九号)
 同(今澄勇君紹介)(第三二四〇号)

同(上村千一郎君紹介)(第三三四二一)
 同(受田新吉君紹介)(第三三四二二)
 同(内海清君紹介)(第三三四三三)
 同(遠藤三郎君紹介)(第三三四四四)
 同(大橋武夫君紹介)(第三三四五五)
 同(唐澤俊樹君紹介)(第三三四六六)
 同(栗山礼行君紹介)(第三三四七七)
 同(佐々木義武君紹介)(第三三四八八)
 同(田中伊三次君紹介)(第三三四九九)
 同(塚原俊郎君紹介)(第三三五〇〇)
 同(永末英一君紹介)(第三三五〇一)
 戦傷病者の子女の育英資金等に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第三二一九号)
 同(保科善四郎君紹介)(第三二二〇号)
 同(増田甲子七君紹介)(第三二二一一)
 同(小川半次君紹介)(第三二二九九)
 同(遠藤三郎君紹介)(第三三三四四)
 同(砂原格君紹介)(第三三三五五)
 同(田澤吉郎君紹介)(第三三三六六)
 同(高瀬博君紹介)(第三三三七七)
 学校榮養士設置に関する請願外六件(戸叶里子君紹介)(第三二五五六号)
 同(赤松勇君紹介)(第三四〇六号)
 同(秋山徳雄君紹介)(第三四〇七号)
 同(荒木萬壽夫君紹介)(第三四〇八号)
 同(今松治郎君紹介)(第三四〇九号)
 同(内田常雄君紹介)(第三四一〇号)
 同(川崎寛治君紹介)(第三四一一号)
 同(木村武雄君紹介)(第三四一二号)
 同(久保田田次君紹介)(第三四一三三号)
 同(黒田壽男君紹介)(第三四一四四号)
 同(佐々木秀世君紹介)(第三四一五五号)
 同(岡東英雄君紹介)(第三四一六六号)
 同(田口長治郎君紹介)(第三四一七七号)
 同(橋兼次郎君紹介)(第三四一八八号)
 同(西宮弘君紹介)(第三四一九九号)

同(野見山清造君紹介)(第三四二〇号)
 同(長谷川四郎君紹介)(第三四二一一)
 同(三池信君紹介)(第三四二二二)
 同(渡辺栄一君紹介)(第三四二三三)
 同(宇野宗佑君紹介)(第三四六六一)
 同(金子一平君紹介)(第三四六二二)
 同(佐藤孝行君紹介)(第三四六三三)
 同(島上善五郎君紹介)(第三四六四四)
 同(鈴木一君紹介)(第三四六五五)
 同(田中榮一君紹介)(第三四六六六)
 同(中垣國男君紹介)(第三四六七七)
 同(中村時雄君紹介)(第三四六八八)
 同(野原正勝君紹介)(第三四六九九)
 同(古川文吉君紹介)(第三四七〇〇)
 同(松山千恵子君紹介)(第三四七一)
 同(山中吾郎君紹介)(第三四七二二)
 同(米内山義一郎君紹介)(第三四七三三)
 同(井原岸高君紹介)(第三四九四四)
 同(木部佳昭君紹介)(第三五〇〇五)
 同(竹内黎一君紹介)(第三五〇一六)
 同(島村一郎君紹介)(第三五〇二七)
 同(船田中君紹介)(第三五〇三三)
 同(川崎秀二君紹介)(第三五〇四四)
 同(中野四郎君紹介)(第三五〇五五)
 同(志賀健次郎君紹介)(第三五〇六六)
 同(西村関一君紹介)(第三五〇七七)
 義務教育における習字教育振興に関する請願(小淵恵三君紹介)(第三四二四四号)
 同(海部俊樹君紹介)(第三四七四四号)
 同(春日一幸君紹介)(第三四七五五号)
 同(正力松太郎君紹介)(第三四七六六号)
 同(古川文吉君紹介)(第三四七七七号)
 同(上村千一郎君紹介)(第三四七七八号)
 同(久保田田次君紹介)(第三五〇四四号)
 同(黒金泰美君紹介)(第三五〇六六号)
 同(地崎字三郎君紹介)(第三五〇七七号)
 同(中村高一君紹介)(第三五〇八八号)
 同(早稻田柳右門君紹介)(第三五〇九九号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第三五八七号)
 同(篠田弘作君紹介)(第三五八八号)
 同(西宮弘君紹介)(第三五八九号)
 同(廣瀬正雄君紹介)(第三五九〇号)
 なぎなたを中学校以上の女子に正課として採用に関する請願外一件(田中榮一君紹介)(第三四二五五号)
 同(二件)羽田武嗣郎君紹介(第三四二六六号)
 同(二件)山本勝市君外一名紹介(第三四五六号)
 同外三件(田中榮一君紹介)(第三四五七号)
 同外五件(松山千恵子君紹介)(第三四五八号)
 同(島上善五郎君紹介)(第三四五九号)
 同外十六件(中島茂喜君紹介)(第三四六〇号)
 同外十二件(木部佳昭君紹介)(第三五一〇号)
 同(島村一郎君紹介)(第三五一一号)
 同(進藤一馬君紹介)(第三五一二二号)
 同(二件)田中榮一君紹介(第三五一三三号)
 同(高見三郎君紹介)(第三五一四四号)
 同外一件(野呂恭一君紹介)(第三五九五五号)
 同(廣瀬正雄君紹介)(第三五九六六号)
 学校榮養士設置に関する請願(石橋政嗣君紹介)(第三四二二二号)
 同(唐澤俊樹君紹介)(第三四三三三三号)
 同外八件(木村俊夫君紹介)(第三四三四四号)
 同外五件(福田一君紹介)(第三四四五五号)
 戦傷病者の子女の育英資金等に関する請願(植木庚子郎君紹介)(第三四七八八号)
 同(赤澤正道君紹介)(第三五二二四四号)
 同(二階堂進君紹介)(第三五二二五五号)
 同(中野四郎君紹介)(第三五二二六六号)
 同(今松治郎君紹介)(第三五二二七七号)
 同(木村俊夫君紹介)(第三五二二八八号)
 同(田中龍夫君紹介)(第三五二二九九号)
 同(黒金泰美君紹介)(第三五三〇〇〇号)
 同(松澤雄藏君紹介)(第三五三〇一七号)
 同(赤澤正道君紹介)(第三五三〇二七号)
 学校圖書館法の一部改正に関する請願外七件(赤澤正道君紹介)(第三五六六六号)
 同外六件(押谷富三君紹介)(第三五六七七号)

昭和四十一年六月二十七日 衆議院會議録第七十号(一) 地方財政法の一部改正に関する請願外三千百七十請願

昭和四十一年六月二十七日 衆議院會議録第七十号(一) 地方財政法の一部改正に関する請願外三千七百七十請願

一五五二

三三二号)
 同外一件(田中伊三次君紹介)(第五三四五号)
 同(川崎寛治君紹介)(第五三九五号)
 同(床次徳二君紹介)(第五三九六号)
 同外五件(山田彌一君紹介)(第五三九七号)
 義務教育における習字教育振興に関する請願
 (藤本孝雄君紹介)(第五三三三三号)
 同(小沢辰男君紹介)(第五三三四四号)
 同(井手以誠君紹介)(第五三三九三三号)
 同(永井勝次郎君紹介)(第五三三九四号)
 各種学校の制度確立に関する請願(押谷富三君紹介)(第五三二九号)
 学校図書法の一部改正に関する請願(中馬辰猪君紹介)(第五三四六号)
 各種学校制度の確立促進に関する請願(黒金泰美君紹介)(第五四三二一号)
 編物を正課として採用に関する請願(石橋政嗣君紹介)(第五四四三三号)
 同(穂積七郎君紹介)(第五四四四号)
 同(戸叶里子君紹介)(第五四四九三三号)
 私立学校に対する一般公費助成の増額及び補助制度確立に関する請願(谷口善太郎君紹介)(第五四四五号)
 重度肢体障害者の教育施設設置に関する請願外九件(吉田賢一君紹介)(第五五〇四号)
 学校図書法の一部改正に関する請願外四件(中馬辰猪君紹介)(第五五三四号)
 同(中馬辰猪君紹介)(第五六〇四号)
 義務教育における習字教育振興に関する請願
 (橋本龍太郎君紹介)(第五五七四号)
 同(加藤高蔵君紹介)(第五五九八号)
 同(川島正次郎君紹介)(第五五九九号)
 同(綱橋彌三君紹介)(第五六〇〇号)
 同(田邊國男君紹介)(第五六〇一號)
 同(藤枝泉介君紹介)(第五六〇二號)
 同(鍛冶良作君紹介)(第五六六七号)
 同(竹内黎一君紹介)(第五六六八号)
 同(西岡武夫君紹介)(第五六六九号)

同(粟山秀君紹介)(第五六七〇号)
 同(和爾俊二郎君紹介)(第五六七一號)
 同(登坂重次郎君紹介)(第五六八九号)
 学校武道の履修要領改善に関する請願(辻原弘市君紹介)(第五六〇五号)
 重度肢体障害者の教育施設設置に関する請願
 (今澄勇君紹介)(第五六八五号)
 同(内海清君紹介)(第五六八六号)
 同(春日一幸君紹介)(第五六八七号)
 同外一件(門司亮君紹介)(第五六八八号)
 義務教育における珠算教育強化に関する請願
 (原田憲君紹介)(第五六九〇号)
 羽生市宝蔵寺沼ムジナモ自生地の保存に関する請願(山本勝市君紹介)(第五六九一號)
 学校図書法の一部改正に関する請願(中馬辰猪君紹介)(第五七二二号)
 義務教育における習字教育振興に関する請願
 (森義視君紹介)(第五七四〇号)
 同(木島百合子君紹介)(第五八〇〇号)
 なぎなたを中学校以上の女子に正課として採用に関する請願外五件(木島百合子君紹介)(第五七四一號)
 中学校の音楽教育充実に関する請願外百三十件
 (田中伊三次君紹介)(第五七七七号)
 同外十八件(玉置一徳君紹介)(第五七九四号)
 同外十一件(永末英一君紹介)(第五七九五号)
 重度肢体障害者の教育施設設置に関する請願
 (伊藤卯四郎君紹介)(第五七九六号)
 同(竹本孫一君紹介)(第五七九七号)
 同(中村時雄君紹介)(第五七九八号)
 同(山下榮二君紹介)(第五七九九号)
 東京都玉川上水路の史跡指定に関する請願(小島徹三君紹介)(第五八六六号)
 同(高瀬傳君紹介)(第五八六七号)
 同(二宮武夫君紹介)(第五八六八号)
 同(西岡武夫君紹介)(第五八六九号)
 同(河野密君紹介)(第五九四一號)
 同(鈴木茂三郎君紹介)(第五九四二号)

同(長谷川正三君紹介)(第五九四三号)
 同(橋本龍太郎君紹介)(第五九四四号)
 同(福田篤泰君紹介)(第五九四五号)
 同(山下榮二君紹介)(第五九四六号)
 同(山花秀雄君紹介)(第五九四七号)
 同(吉川兼光君紹介)(第五九四八号)
 なぎなたを中学校以上の女子に正課として採用に関する請願外十二件(上林山榮吉君紹介)(第五八七〇号)
 同(水田亮一君紹介)(第五九三八号)
 重度肢体障害者の教育施設設置に関する請願
 (稻富稜人君紹介)(第五九二〇号)
 同(小平忠君紹介)(第五九二二号)
 同(吉田賢一君紹介)(第五九二二二号)
 学校警備員の設置に関する請願(川野芳満君紹介)(第五九三三三三号)
 義務教育における習字教育振興に関する請願
 (砂田重民君紹介)(第五九三六号)
 同外二件(水田亮一君紹介)(第五九三七号)
 編物を正課として採用に関する請願(永田亮一君紹介)(第五九三九号)
 同(坊秀男君紹介)(第五九九五号)
 保育所の拡充強化に関する請願(中垣國男君紹介)(第三二〇号)
 環境衛生金融公庫設置に関する請願(池田清志君紹介)(第三六二二号)
 療術の新規開業制度に関する請願(大野明君紹介)(第三六三三号)
 同(受田新吉君紹介)(第六九六号)
 老後の生活保障のため年金制度改革に関する請願(三木武夫君紹介)(第三六四号)
 保健所に栄養指導員必置等に関する請願(八木一男君紹介)(第六九五号)
 国民年金法の改正に関する請願(赤城宗徳君紹介)(第六九七号)
 保健所に栄養指導員必置等に関する請願(奥野誠亮君紹介)(第八四五号)
 粟生榮泉園入所患者の療養生活改善に関する請願

同(小淵恵三君紹介)(第八四六号)
 国立病院、療養所の医師充足等に関する請願
 (森本靖君紹介)(第八四七号)
 結核対策の拡充に関する請願(森本靖君紹介)(第八四八号)
 国民健康保険料引上げ反対等に関する請願(森本靖君紹介)(第八四九号)
 健康保険改悪反対及び医療保障確立に関する請願(森本靖君紹介)(第八五〇号)
 生活保護基準の引上げ等に関する請願(小林進君紹介)(第八九五号)
 同(谷口善太郎君紹介)(第九六六号)
 環境衛生金融公庫設置に関する請願(横山利秋君紹介)(第八九六号)
 同(赤松勇君紹介)(第九六九号)
 同(福井勇君紹介)(第九七〇号)
 同外一件(横山利秋君紹介)(第九七一號)
 国立新瀉療養所入所患者の補食用ガス料金免除に関する請願(小川進君紹介)(第八九七号)
 全国一律最低賃金制の確立に関する請願(谷口善太郎君紹介)(第九六七号)
 老後の生活保障のため年金制度改革に関する請願外二件(森下元晴君紹介)(第九七二号)
 国民健康保険料に対する国庫負担金増額等に関する請願外七件(今澄勇君紹介)(第一〇五八号)
 同外八十三件(田中龍夫君紹介)(第一〇五九号)
 環境衛生金融公庫設置に関する請願(上村千一郎君紹介)(第一〇六〇号)
 同外十一件(中野四郎君紹介)(第一〇六一号)
 同外一件(早稲田柳右エ門君紹介)(第一〇六一二号)
 同外八件(上村千一郎君紹介)(第一一二〇号)
 同外一件(加藤清二君紹介)(第一一二二号)
 同外一件(久野忠治君紹介)(第一一二三三号)
 完血制度の廃止等に関する請願(鍛冶良作君紹介)(第一〇六三三号)
 老後の生活保障のため年金制度改革に関する請願(河野正君紹介)(第一〇六四号)

昭和四十一年六月二十七日 衆議院會議録第七十号(一) 地方財政法の一部改正に関する請願外三千七百七十請願

同(中嶋英夫君紹介)(第二二五二一號)
 身体障害者福祉法の改正に関する請願(増田甲子七君紹介)(第二二二一三號)
 同(羽田武嗣郎君紹介)(第二二五四四號)
 ハンセン氏病対策に関する請願(山花秀雄君紹介)(第二二二二二號)
 国民健康保険組合に対する定率四割国庫補助に關する請願(池田清志君紹介)(第二二二三四號)
 健康保険改悪反対及び医療保障確立に關する請願外一件(滝井義高君紹介)(第二二一六〇號)
 日雇労働者健康保険改悪反対等に関する請願(谷口善太郎君紹介)(第二二一六一號)
 保健所に求養指導員必置等に関する請願(谷口善太郎君紹介)(第二二一六三號)
 老後の生活保障のため年金制度改革に関する請願外一件(齋藤邦吉君紹介)(第二二一〇四號)
 精神薄弱児童施設和友学園等助成に關する請願(島上善五郎君紹介)(第二二一〇五號)
 引揚医師の免許及び試験の特例に關する請願(吉川兼光君紹介)(第二二二二二號)
 同(中野四郎君紹介)(第二二二五二號)
 同外一件(松澤雄藏君紹介)(第二二二五三號)
 戦争犯罪裁判関係者の補償に關する請願(倉藤一馬君紹介)(第二二二五〇號)
 衛生検査技師試験の地方自治体移譲反対に關する請願(倉石忠雄君紹介)(第二二二五五號)
 身体障害者福祉法の改正に關する請願(小川平二君紹介)(第二二二〇三號)
 老後の生活保障のため年金制度改革に関する請願(増田甲子七君紹介)(第二二〇四號)
 同(滝尾弘吉君紹介)(第二三三九七號)
 社会保険診療報酬支払期日の法制化に關する請願(門司亮君紹介)(第二三〇五五號)
 同(井岡大治君紹介)(第二五四二二號)
 同(柳田秀一君紹介)(第二五四三三號)
 保育所の拡充強化に關する請願外二件(八木昇君紹介)(第二三〇六六號)
 引揚医師の免許及び試験の特例に關する請願

(伊藤よし子君紹介)(第二三三七五號)
 同外一件(西村英一君紹介)(第二三三七六號)
 同外一件(橋本龍太郎君紹介)(第二三三七七號)
 同(藤本孝雄君紹介)(第二三三七八號)
 同(熊谷義雄君紹介)(第二五四四四號)
 同(澁谷直藏君紹介)(第二五四四五號)
 同(松山千恵子君紹介)(第二五四四六號)
 日雇労働者健康保険制度改善及び老後の保障に關する請願(五島虎雄君紹介)(第二五四四七號)
 日雇労働者健康保険改悪反対等に関する請願外二件(五島虎雄君紹介)(第二五四四八號)
 社会保険診療報酬支払期日の法制化に關する請願(小川半次君紹介)(第二五八八九號)
 同(赤松勇君紹介)(第二六八四四號)
 同(川上實一君紹介)(第二七二七八號)
 同(菅野和太郎君紹介)(第二七六六六號)
 同(堀島雄君紹介)(第二七六七七號)
 引揚医師の免許及び試験の特例に關する請願(長谷川保君紹介)(第二五九〇號)
 同(龜山孝一君紹介)(第二六五一號)
 同外一件(滝井義高君紹介)(第二六八二二號)
 同(山口シツエ君紹介)(第二七三二一號)
 健康保険改悪反対及び医療保障確立に關する請願(柳田秀一君紹介)(第二五九一號)
 同外二件(伊藤よし子君紹介)(第二六二二五號)
 同外一件(板川正吾君紹介)(第二六二六六號)
 同外二件(岡田春夫君紹介)(第二六二七七號)
 同(有馬輝武君紹介)(第二六四九號)
 同(岡田春夫君紹介)(第二六五〇號)
 同外八件(八木一男君紹介)(第二六九〇號)
 同(井谷正吉君紹介)(第二六九一號)
 同外三件(岡良一君紹介)(第二六九二號)
 同外二件(河野正君紹介)(第二六九三號)
 同外三件(赤松勇君紹介)(第二七二二號)
 同(石野久男君紹介)(第二七二二二號)
 同(茜ヶ久保重光君紹介)(第二七六三三號)
 同外七件(足鹿覺君紹介)(第二七六四四號)
 考後の生活保障のため年金制度改革に関する請願

願外二件(小泉純也君紹介)(第二六二四四號)
 同(増田甲子七君紹介)(第二六五四四號)
 同(上村千一郎君紹介)(第二七二三三號)
 同外一件(小川平二君紹介)(第二七二四四號)
 同外一件(小沢辰重君紹介)(第二七二五五號)
 同外二件(田中大助君紹介)(第二七二六六號)
 同外二件(星島二郎君紹介)(第二七二七七號)
 同外四件(赤城宗徳君紹介)(第二七五九九號)
 同外一件(額綱彌三君紹介)(第二七六〇〇號)
 クリーニング業法の一部改正に関する請願(田中龍夫君紹介)(第二六五二二號)
 同(大平正芳君紹介)(第二六八五五號)
 同(鏡治良作君紹介)(第二六八六六號)
 同(澁谷直藏君紹介)(第二六八七七號)
 同(粟山秀君紹介)(第二六八八八號)
 同(久保田田次君紹介)(第二七二九九號)
 同(床次徳二君紹介)(第二七六八八號)
 同(龍夫君紹介)(第二六五三三號)
 戦没者の慰霊及び遺家族援護に関する請願(田中木徹雄君紹介)(第二六八三三號)
 アルコール中毒者の治療施設増設等に關する請願(本島百合子君紹介)(第二六八九九號)
 同(星島二郎君紹介)(第二七三〇〇號)
 生活保護基準の引上げ等に関する請願(足鹿覺君紹介)(第二七六一一號)
 同(江田三郎君紹介)(第二七六二二號)
 医療労働者の労働条件改善等に関する請願(足鹿覺君紹介)(第二七六五五號)
 クリーニング業法の一部改正に関する請願(菊池義郎君紹介)(第二七八七七號)
 同(今澄勇君紹介)(第二八二三三號)
 同(受田新吉君紹介)(第二八二二四號)
 同(河野密君紹介)(第二八二二五號)
 同(山口シツエ君紹介)(第二八二二六號)
 同(西尾末廣君紹介)(第二八二二七號)
 同(西村榮一君紹介)(第二八二二八號)
 同(藤枝泉介君紹介)(第二八二二九號)

同(本島百合子君紹介)(第二八三〇〇號)
 同(井岡大治君紹介)(第二八六〇〇號)
 同(小川半次君紹介)(第二八六一一號)
 同(小沢辰男君紹介)(第二八六二二號)
 同(島上善五郎君紹介)(第二八六三三號)
 同(中馬辰猪君紹介)(第二八六四四號)
 同(永末英一君紹介)(第二八六五五號)
 同(野原覺君紹介)(第二八六六六號)
 同(長谷川四郎君紹介)(第二八六七七號)
 同(池田正之輔君紹介)(第二八二七七號)
 同(大倉三郎君紹介)(第二八九二八號)
 同(大柴滋夫君紹介)(第二八九二九號)
 同(菅野和太郎君紹介)(第二九三〇〇號)
 同(篠田弘作君紹介)(第二九三一一號)
 同(吉田賢一君紹介)(第二九三二二號)
 同(田中伊三次君紹介)(第二九三三三號)
 同(田原春次君紹介)(第二九三三四號)
 同(中垣國男君紹介)(第二九三四五號)
 同(松浦定義君紹介)(第二九三五六號)
 同(柳田秀一君紹介)(第二九三七七號)
 アルコール中毒者の治療施設増設等に關する請願(田中伊三次君紹介)(第二七八八八號)
 同(中村高一君紹介)(第二八三一一號)
 考後の生活保障のため年金制度改革に関する請願外六件(渡辺栄一君紹介)(第二七八八九號)
 同(小川平二君紹介)(第二八六八八號)
 同(田中龍夫君紹介)(第二八六九九號)
 同(藤井勝志君紹介)(第二八七〇〇號)
 健康保険改悪反対及び医療保障確立に關する請願外一件(加藤進君紹介)(第二七九一一號)
 同外一件(谷口善太郎君紹介)(第二七九二二號)
 同(川上實一君紹介)(第二七九三三號)
 同(林百郎君紹介)(第二七九四四號)
 同外七件(吉村吉雄君紹介)(第二八七二二號)
 同外四件(足鹿覺君紹介)(第二九三三五號)
 同外四件(大柴滋夫君紹介)(第二九三六六號)
 心臓病手術のため供血制度改革に関する請願(河野正君紹介)(第二八二二一號)

昭和四十一年六月二十七日 衆議院會議録第七十号(一) 地方財政法の一部改正に関する請願外三千百七十請願

- 同(天野公義君紹介)(第四四七三三三)
- 同(池田清志君紹介)(第四四七四七四)
- 同(日井莊一君紹介)(第四四七七五五)
- 同(小笠公昭君紹介)(第四四七七六六)
- 同(唐澤俊樹君紹介)(第四四七七七七)
- 同(久野忠治君紹介)(第四四七七七八)
- 同(小泉純也君紹介)(第四四七七八九)
- 同(遠藤三郎君紹介)(第四四七七八九)
- 同外一件(田中龍夫君紹介)(第四五三三九九)
- 同外一件(中會根康弘君紹介)(第四五四〇〇)
- 同(野見山清造君紹介)(第四五四〇一)
- 同外一件(羽田武嗣郎君紹介)(第四五四二二)
- 同(八田貞義君紹介)(第四五四三三)
- 同(福田篤泰君紹介)(第四五四四四)
- 同外一件(藤本孝雄君紹介)(第四五四四五)
- 同(古井喜實君紹介)(第四五四五六)
- 同外三件(秋田大助君紹介)(第四六〇八八)
- 同外一件(小泉純也君紹介)(第四六〇九九)
- 同外一件(中野四郎君紹介)(第四六一〇〇)
- 同(福田篤泰君紹介)(第四六一一一)
- 同外一件(福田繁芳君紹介)(第四六一二二)
- 同(南好雄君紹介)(第四六一三三)
- 同(床次徳二君紹介)(第四六一九九)
- 同(堀川恭平君紹介)(第四六一二〇)
- 同外二件(岡崎英城君紹介)(第四六三三三)
- 同(廣東英雄君紹介)(第四六三三四)
- 同(辻寛一君紹介)(第四六三三五)
- 同外一件(永山忠則君紹介)(第四六三五五)
- 同(池田清志君紹介)(第四六五三三)
- 同(今松治郎君紹介)(第四六五四四)
- 同(大石武一君紹介)(第四六五五五)
- 同(飯谷忠男君紹介)(第四六五六六)
- 同(唐澤俊樹君紹介)(第四六五七七)
- 同(熊谷義雄君紹介)(第四六五八八)
- 同(砂原格君紹介)(第四六五九九)
- 同外一件(田中榮一君紹介)(第四六六〇〇)
- 療術の新規開業制度に関する請願(有田喜一君紹介)(第四四八〇号)

- 同(池田清志君紹介)(第四四八一)
- 同外三件(宇野宗佑君紹介)(第四四八二)
- 同(伊東隆治君紹介)(第四五五〇)
- 同(二階堂進君紹介)(第四五五一)
- 同(華山親義君紹介)(第四五五二)
- 同(後藤節雄君紹介)(第四五五三)
- 同(堀川恭平君紹介)(第四六〇六)
- 同(金丸徳重君紹介)(第四六六一)
- 同(クリニング業法の一部改正に関する請願(難尾弘吉君紹介)(第四四八三三))
- 同(山中貞則君紹介)(第四四八四四)
- 同外一件(永山忠則君紹介)(第四六三二)
- 同(亀岡高夫君紹介)(第四六六二)
- 生活保護制度改善に関する請願(伊藤卯四郎君紹介)(第四四八五五)
- 老後の生活保障のため年金制度改革に関する請願外三件(難尾弘吉君紹介)(第四五〇二)
- 同(八田貞義君紹介)(第四五四九九)
- 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の不均衡是正に関する請願(井出太郎君紹介)(第四五〇三)
- 同(藤井勝志君紹介)(第四六六六)
- アルコール中毒者の治療施設増設等に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第四五四八八)
- 同(西司亮君紹介)(第四六〇七)
- 同外一件(愛知揆二君紹介)(第四六三〇)
- 原爆被害者援護法制定並びに原爆症の根治療法研究機関設置に関する請願外八件(河野正君紹介)(第四六一四)
- 戦傷病者に対する障害年金、一時金の不均衡是正に関する請願(藤井勝志君紹介)(第四六六四)
- 戦没者等の妻に対する特別給付金の不均衡是正に関する請願(藤井勝志君紹介)(第四六六五)
- 戦傷病者特別援護法の一部改正に関する請願(藤井勝志君紹介)(第四六六七)
- 療術の新規開業制度に関する請願(小島徹三君紹介)(第四六七九)

- 同(山田耻目君紹介)(第四七三三三)
- 同(野田卯一君紹介)(第四八一〇)
- 同(松山千恵子君紹介)(第四八八三三)
- 榮養士法第五条の二改正に関する請願(安藤寛君紹介)(第四六八〇)
- 同(愛田新吉君紹介)(第四六八一)
- 同外一件(神田博君紹介)(第四六八二)
- 同外二件(篠田弘作君紹介)(第四六八三)
- 同(塚原俊郎君紹介)(第四六八四)
- 同外一件(内藤隆君紹介)(第四六八五)
- 同外一件(安藤寛君紹介)(第四七三四)
- 同外一件(稻葉修君紹介)(第四七三五)
- 同(白井莊一君紹介)(第四七三六)
- 同(小川平二君紹介)(第四七三七)
- 同(岡崎英城君紹介)(第四七三九)
- 同(木部佳昭君紹介)(第四七四〇)
- 同外一件(小泉純也君紹介)(第四七四一)
- 同(田村良平君紹介)(第四七四二)
- 同(福田繁芳君紹介)(第四七四三)
- 同(坊秀男君紹介)(第四七四四)
- 同(松澤雄蔵君紹介)(第四七四五)
- 同(三原朝雄君紹介)(第四七四六)
- 同(森下元晴君紹介)(第四七四七)
- 同外二件(八木徹雄君紹介)(第四七四八)
- 同(池田清志君紹介)(第四八一一)
- 同(勝澤芳雄君紹介)(第四八一二)
- 同外一件(鴨田宗一君紹介)(第四八二三)
- 同外三件(齋藤邦吉君紹介)(第四八二四)
- 同(重政誠之君紹介)(第四八二五)
- 同(關谷勝利君紹介)(第四八二六)
- 同(中川一郎君紹介)(第四八二七)
- 同(野田卯一君紹介)(第四八一八)
- 同(原田憲君紹介)(第四八一九)
- 同外一件(藤枝泉介君紹介)(第四八二〇)
- 同外四件(小沢辰男君紹介)(第四八二三)
- 同(神田博君紹介)(第四八七四)
- 同(小金義照君紹介)(第四八七五)
- 同(齋藤邦吉君紹介)(第四八七六)

- 同(高橋頑一君紹介)(第四八七七)
- 同(中川俊思君紹介)(第四八七八)
- 同(中會根康弘君紹介)(第四八七九)
- 同(濱野清吾君紹介)(第四八八〇)
- 同(古井喜實君紹介)(第四八八一)
- 同(松山千恵子君紹介)(第四八八二)
- 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の不均衡是正に関する請願外一件(羽田武嗣郎君紹介)(第四六八六)
- 同(羽田武嗣郎君紹介)(第四七四八)
- 同(倉石忠雄君紹介)(第四八二二)
- 深夜興行禁止に関する請願(吉田賢一君紹介)(第四七一七)
- 原爆被害者援護法制定等に関する請願(江田三郎君紹介)(第四七三二)
- 同(堂森芳夫君紹介)(第四八九〇)
- アルコール中毒者の治療施設増設等に関する請願(足鹿寛君紹介)(第四七三三)
- 同(大村邦夫君紹介)(第四八〇八)
- 同(坂本泰良君紹介)(第四八〇九)
- 同(松山千恵子君紹介)(第四八八四)
- 同(床次徳二君紹介)(第四八八五)
- 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(中野四郎君紹介)(第四八〇六)
- クリニング業法の一部改正に関する請願(大村邦夫君紹介)(第四八〇七)
- 同(田村元君紹介)(第四八八六)
- 同(中川俊思君紹介)(第四八八七)
- 引揚医師の免許及び試験の特例に関する請願(小沢辰男君紹介)(第四八七二)
- 老後の生活保障のため年金制度改革に関する請願(中川俊思君紹介)(第四八八八)
- 榮養士法第五条の二改正に関する請願(荒木萬壽夫君紹介)(第四九二七)
- 同外二件(井出太郎君紹介)(第四九二八)
- 同外一件(稻葉修君紹介)(第四九二九)
- 同(小川平二君紹介)(第四九三〇)

昭和四十一年六月二十七日 衆議院會議録第七十号(一) 地方財政法の一部改正に関する請願外三千七百七十請願

る請願(古井喜實君紹介)(第九七四号)
 園管かんがい排水事業及び付帯原野事業の早期完成等に関する請願(坂田道太君紹介)(第九七五号)
 同(中曾根康弘君紹介)(第九七六号)
 数農土木事業実施に関する請願(大久保武雄君紹介)(第九七七号)
 こんにやく産業の生産安定に関する請願(井出一太郎君紹介)(第一〇八五号)
 同(増田甲子七君紹介)(第一〇八六号)
 同(唐澤俊樹君紹介)(第一〇八七号)
 同(吉川久衛君紹介)(第一〇八一号)
 同(下平正一君紹介)(第一〇八二号)
 同(中澤茂一君紹介)(第一〇八三号)
 同(羽田武嗣郎君紹介)(第一〇八四号)
 同(原茂君紹介)(第一〇八五号)
 同(松平忠久君紹介)(第一〇八六号)
 肉用牛生産振興に関する請願(關谷勝利君紹介)(第一一三八号)
 こんにやく産業の生産安定に関する請願(小川平二君紹介)(第一二七四号)
 同(林百郎君紹介)(第一二七五号)
 出かせぎ者対策に関する請願(日野吉夫君紹介)(第一七五二号)
 同(川上貫一君紹介)(第二二六二号)
 団体営農道改良事業の国庫補助率引上げ等に関する請願(櫻内義雄君紹介)(第二五四九号)
 土地改良区の職員給及び事務費に対する財政措

置に関する請願(石田有全君紹介)(第二七七〇号)
 同(村山達雄君外一名紹介)(第二八三四号)
 低開発森林地域開発林道大山東部線建設に関する請願(足鹿寛君紹介)(第二九六四号)
 八王子市板当国有林の採石反対に関する請願(長谷川正三君紹介)(第三四九一号)
 同(山花秀雄君紹介)(第三五二二号)
 同(小山市二君紹介)(第四〇三二号)
 松くい虫防除に関する請願(池田清志君紹介)(第四一六七号)
 鹿兒島県長島町の農免道路建設に関する請願(池田清志君紹介)(第四一六九号)
 低毒性有機燐製剤の価格引下げに関する請願(小川平二君紹介)(第四二九二号)
 同(唐澤俊樹君紹介)(第四二九二二号)
 同(小坂善太郎君紹介)(第四二九三三号)
 同(羽田武嗣郎君紹介)(第四二九四四号)
 同(吉川久衛君紹介)(第四三二七号)
 同(下平正一君紹介)(第四三二八号)
 同(中澤茂一君紹介)(第四三二九号)
 同(倉石忠雄君紹介)(第四四二七号)
 同(原茂君紹介)(第四四二八号)
 同(増田甲子七君紹介)(第四四二九号)
 八王子市板当国有林の採石反対に関する請願(中村高一君紹介)(第四四一四号)
 国有林の保安林整備計画に関する請願(池田清志君紹介)(第四四九〇号)

低毒性有機燐製剤の価格引下げに関する請願(井出一太郎君紹介)(第四四九七号)
 長野県小海町の杉尾用水改修等に関する請願(井出一太郎君紹介)(第四五〇一号)
 八王子市板当国有林の採石反対に関する請願(福田篤泰君紹介)(第四五五六号)
 鳥取県峰越林道建設に関する請願(足鹿寛君紹介)(第四七五〇号)
 農業後継者育成資金の融資及び償還に関する請願(池田清志君紹介)(四八三九号)
 放魚祭に関する請願(田村元君紹介)(第四八九一号)
 昭和四十一年産なたねの基準価格引上げに関する請願外二件(森田重次郎君紹介)(第五〇二四号)
 同外一件(森田重次郎君紹介)(第五一〇四号)
 同外一件(田澤吉郎君紹介)(第五一〇五号)
 林業構造改善事業費基準額引上げに関する請願(川野芳満君紹介)(第五一〇二二号)
 昭和四十一年産なたねの基準価格引上げに関する請願外二件(森田重次郎君紹介)(第五一四二号)
 同外一件(竹内黎一君紹介)(第五二二四号)
 同(中馬辰猪君紹介)(第五二二五号)
 同(床次徳二君紹介)(第五二二六号)
 同(二階堂進君紹介)(第五二二七号)
 同(床次徳二君紹介)(第五二二七号)
 同(池田清志君紹介)(第五二八四号)

低毒性有機燐製剤の価格引下げに関する請願(松平忠久君紹介)(第五二七三三号)
 昭和四十一年産なたねの基準価格引上げに関する請願(池田清志君紹介)(第五三六三三号)
 同外一件(上林山榮吉君紹介)(第五四二四号)
 同外九件(床次徳二君紹介)(第五五〇六号)
 同外六件(二階堂進君紹介)(第五五〇七号)
 同外十三件(森田重次郎君紹介)(第五五〇八号)
 低毒性有機燐製剤の価格引下げに関する請願(林百郎君紹介)(第五四五二二号)
 昭和四十一年産なたねの基準価格引上げに関する請願外六件(宇野宗佑君紹介)(第五五五九号)
 同(大塚保雄君紹介)(第五五六〇号)
 同(中馬辰猪君紹介)(第五五六一号)
 同外六件(草野一郎平君紹介)(第五五八七号)
 同外三件(田中六助君紹介)(第五五八八号)
 同外四件(倉成正君紹介)(第五六一五号)
 同(中馬辰猪君紹介)(第五六一六号)
 同外十三件(中島茂喜君紹介)(第五六一七号)
 同外八件(三原朝雄君紹介)(第五六一八号)
 同外二件(徳安實藏君紹介)(第五六一九号)
 同外五件(山崎巖君紹介)(第五六四六号)
 同外六件(荒木萬壽夫君紹介)(第五六五八号)
 同外六件(池田清志君紹介)(第五六五九号)
 同(黒金泰美君紹介)(第五六六〇号)
 同外六件(西村英一君紹介)(第五六六一号)
 同(廣瀬正雄君紹介)(第五六六二号)
 同外四十一件(森下元晴君紹介)(第五六六三三号)

同外三件(竹内黎一君紹介)(第五六七六号)

同外五件(荒木萬壽夫君紹介)(第五七〇二号)

同(大坪保雄君紹介)(第五七〇三号)

同外六件(周東英雄君紹介)(第五七〇四号)

同外三件(田口長治郎君紹介)(第五七〇五号)

同外五件(館林三喜男君紹介)(第五七〇六号)

同(徳安實藏君紹介)(第五七〇七号)

同外十一件(中島茂喜君紹介)(第五七〇八号)

同外三件(山崎巖君紹介)(第五七〇九号)

開花枯死竹林の早期回復対策費補助に關する請願(山中貞則君紹介)(第五六二〇号)

昭和四十一年産なたねの基準価格引上げに關する請願(中馬辰猪君紹介)(第五七二六号)

同外三件(三原朝雄君紹介)(第五七二七号)

同外五件(森田重次郎君紹介)(第五七二八号)

同外九件(網島正興君紹介)(第五七八〇号)

同外二件(亀岡高夫君紹介)(第五八四八号)

同(黒金泰美君紹介)(第五八四九号)

同(松澤雄蔵君紹介)(第五八五〇号)

昭和四十一年産なたねの基準価格引上げに關する請願外六件(上林山榮吉君紹介)(第五八九八号)

同(芳賀實君紹介)(第五八九九号)

同(川野芳滿君紹介)(第五九七二号)

同外九件(木村俊夫君紹介)(第五九七三号)

同(小平忠君紹介)(第五九七四号)

同外一件(地崎宇三郎君紹介)(第五九七五号)

同外四件(赤澤正道君紹介)(第六〇〇八号)

同(竹内黎一君紹介)(第六〇〇九号)

東京都北砂町一丁目の踏切り立体交差に關する請願(天野公義君紹介)(第一〇六七号)

同(増田甲子七君紹介)(第一〇八七号)

同(唐澤俊樹君紹介)(第一一八七号)

同(吉川久衛君紹介)(第一一八八号)

同(下平正一君紹介)(第一一八九号)

同(中澤茂一君紹介)(第一一九〇号)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一一九一号)

同(原茂君紹介)(第一一九二号)

同(松平忠久君紹介)(第一一九三号)

十八歳未満勤勞青少年の鉄道運賃割引に關する請願(宇野宗佑君紹介)(第一一三四号)

同(小坂善太郎君紹介)(第一二四〇号)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一二四二号)

同(増田甲子七君紹介)(第一二四三号)

東京、八丈島間航空料金値下げに關する請願(山田彌一君紹介)(第一二五八号)

同(小川平二君紹介)(第一二七六号)

同(小坂善太郎君紹介)(第一二七七号)

同(林百郎君紹介)(第一二七八号)

鳥取県赤碕町の港湾改良工事に關する請願(足鹿覺君紹介)(第一五七〇号)

同(鹿兒島県大隅半島東部志布志湾沿岸に大型港湾新設に關する請願(二階堂進君紹介)(第一五七二号)

同(二階堂進君紹介)(第一五七九号)

古江線高須駅、根占町川北間鉄道予定線の延長に關する請願(二階堂進君紹介)(第一五八〇号)

古江線高須駅、根占町川北間鉄道の調査線編入に關する請願(二階堂進君紹介)(第一五八一号)

鹿兒島県西桜島村、鹿屋市間国鉄自動車路線を内之浦町まで延長に關する請願(二階堂進君紹介)(第一五八二号)

鹿兒島県西桜島村、鹿屋市間国鉄自動車路線を根占町まで延長に關する請願(二階堂進君紹介)(第一五八三号)

土讚本線須崎、土佐新莊間駅間の新町踏切無人化反対に關する請願(森本靖君紹介)(第一七〇〇号)

臨時行政調査会及び地方制度調査会の答申に基づく運輸行政の分断反対に關する請願(有馬輝武君紹介)(第一七五八号)

三陸沿岸縦貫鉄道の早期建設に關する請願(森田重次郎君紹介)(第一七六〇号)

臨時行政調査会及び地方制度調査会の答申に基づく運輸行政の分断反対に關する請願(山田彌一君紹介)(第一九三九号)

油による海水汚濁防止条約の批准等に關する請願(田川誠一君紹介)(第一九四四号)

東武鉄道高架化による余剰地公共利用に關する請願(天野公義君紹介)(第二〇三〇号)

紀伊半島縦断五新鉄道の調査線編入に關する請願(早川崇君紹介)(第二〇三二号)

臨時行政調査会及び地方制度調査会の答申に基づく運輸行政の分断反対に關する請願外一件(山田彌一君紹介)(第二二九二号)

備讃瀬戸航路しゅんせつ等による香川県下の漁業被害補償に關する請願(福田繁芳君紹介)(第二三〇七号)

姫野新線建設に關する請願外九件(大坪保雄君紹介)(第二四〇八号)

同外九件(館林三喜男君紹介)(第二四〇九号)

同外九件(三池信君紹介)(第二四一〇号)

備作線建設に關する請願(亀山孝一君紹介)(第二四一一号)

同(黒田壽男君紹介)(第二四二二号)

臨時行政調査会及び地方制度調査会の答申に基づく運輸行政の分断反対に關する請願外五件(山田彌一君紹介)(第二五六五号)

備作線建設に關する請願(逢澤寛君紹介)(第二六〇六号)

智頭線建設促進に關する請願(足鹿覺君紹介)(第二九六五号)

大阪国際空港周辺の民生安定に關する法律制定

昭和四十一年六月二十七日 衆議院會議録第七十号(一) 地方財政法の一部改正に關する請願外三千百七十請願

同(高見三郎君紹介)(第一四八三号)

同(中村幸八君紹介)(第一四八四号)

同(勝澤芳雄君紹介)(第一五〇三号)

同(勝岡田清一君紹介)(第一五〇四号)

鳥取県赤碓町同和地区の道路整備に関する請願

(足鹿覺君紹介)(第一五六九号)

鳥取県赤碓町勝田地区等の道路舗装に関する請願

(足鹿覺君紹介)(第一五七一号)

鳥取県赤碓町山川地区等の道路改良に関する請願

(足鹿覺君紹介)(第一五七二号)

岡山、鳥取両地方間幹線道路網の整備に関する請願

(足鹿覺君紹介)(第一五七三号)

鳥取県赤碓町の河川工事等に関する請願

(足鹿覺君紹介)(第一五七四号)

鳥取県赤碓町の架橋に関する請願

(足鹿覺君紹介)(第一五七五号)

鹿兒島市、桜島間橋梁の架設調査に関する請願

(二階堂進君紹介)(第一五八四号)

県道小里、東館線の国道編入に関する請願

(石野久男君紹介)(第一六五二号)

八戸市、大岡町、野辺地町間路線の国道編入に関する請願

(森田重次郎君紹介)(第一七六二号)

国道四五号線の整備に関する請願

(森田重次郎君紹介)(第一七六三号)

東武鉄道曳舟架橋工事に伴う歩道橋設置に関する請願

(天野公義君紹介)(第二〇二九号)

川内川下流の洪水時における堤内地湛水排除に関する請願

(池田清志君紹介)(第二二二六号)

川内川上流の改修工事促進に関する請願

(池田清志君紹介)(第二二二七号)

川内川下流未改修区域の改修促進に関する請願

(池田清志君紹介)(第二二二八号)

九州縦貫高速自動車道南九州区間の早期建設に関する請願

(池田清志君紹介)(第二二二九号)

国道三号線御陵下地区拡張工事促進等に関する請願

(池田清志君紹介)(第二二四〇号)

国道二六八号線改良等に関する請願

(池田清志君紹介)(第二二四一号)

建設業法の改正反対等に関する請願

(林百郎君紹介)(第二二八四号)

同外一件(村山喜一君紹介)(第二二七四号)

建設機械貸与業の育成に関する請願

(藤枝泉介君紹介)(第二二八五号)

建設業法の改正反対等に関する請願

(神近市子君紹介)(第二三四四号)

同(中村高一君紹介)(第二三四五号)

同(足鹿覺君紹介)(第二四一三号)

同外一件(大出俊君紹介)(第二五六六号)

調布インターチェンジ内の居住者補償に関する請願

(福田篤泰君紹介)(第二三六六号)

建設業法の改正反対等に関する請願

(田口誠治君紹介)(第二六〇七号)

同外二件(稻村隆一君紹介)(第二六六一号)

同(下平正一君紹介)(第二六六二号)

同(山崎始男君紹介)(第二七七九号)

同(米内山義一郎君紹介)(第二七八〇号)

奈良県室生ダム建設計画変更に関する請願

(山本幸雄君紹介)(第二六三五号)

京都市伏見区内に通学用歩道橋架設に関する請願

(岡本隆一君紹介)(第二七七六号)

建設業法の改正反対等に関する請願

外一件(山花秀雄君紹介)(第二八四二号)

同外一件(大出俊君紹介)(第二八四三号)

同(多賀谷真稔君紹介)(第二八四四号)

同外三件(森本靖君紹介)(第二八八三号)

戦傷病者の公営住宅割当等に関する請願

(大坪保雄君紹介)(第二八九一号)

同(藤本孝雄君紹介)(第二九四二号)

同(森下元晴君紹介)(第二九四三号)

同(西村直己君紹介)(第二九六七号)

南日本国道建設促進に関する請願

(池田清志君紹介)(第三〇三三三号)

戦傷病者の公営住宅割当等に関する請願

(相川勝六君紹介)(第三〇四〇号)

同(加藤常太郎君紹介)(第三〇四一号)

同(小金義照君紹介)(第三一七三三号)

建設業法の改正反対等に関する請願

(沢田政治君紹介)(第三一七四号)

戦傷病者の公営住宅割当等に関する請願

(小川半次君紹介)(第三一九九号)

同(小坂善太郎君紹介)(第三三〇〇号)

同(遠藤三郎君紹介)(第三三八四号)

同(砂原格君紹介)(第三三八五号)

同(田澤吉郎君紹介)(第三三八六号)

同(高瀬傳君紹介)(第三三八七号)

建設機械貸与業の育成に関する請願

外五件(佐々木秀世君紹介)(第三四四一号)

戦傷病者の公営住宅割当等に関する請願

(植木庚子郎君紹介)(第三四九五号)

同(田中正巳君紹介)(第三四九六号)

同(赤澤正道君紹介)(第三五三二二号)

同(二階堂進君紹介)(第三五三三三三号)

同(中野四郎君紹介)(第三五八四号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第三五八五号)

同(今松治郎君紹介)(第三六二二一号)

同(木村俊夫君紹介)(第三六二二二二号)

同(田中龍夫君紹介)(第三六二二三三三三号)

同(黒金泰美君紹介)(第三七三六号)

同(松澤雄蔵君紹介)(第三九八五号)

同外一件(大橋武夫君紹介)(第四〇四一号)

同(飯谷忠男君紹介)(第四一六五号)

建設業法の改正反対等に関する請願

(黒田壽男君紹介)(第四一六六号)

東九州縦貫及び南九州横断自動車道建設に関する請願

昭和四十一年六月二十七日 衆議院会議録第七十号(一) 地方財政法の一部改正に関する請願外三千七百七十請願

昭和四十一年六月二十七日 衆議院會議録第七十号(一) 地方財政法の一部改正に関する請願外三千七百七十請願 委員会における閉会中審査の件 一五六六

る請願(池田清志君紹介)(第四四九一号)

幹線高速道の主要地域に自転車専用道路建設に

関する請願(愛田新吉君紹介)(第四六二五号)

戦傷病者の公営住宅割当等に関する請願(藤井

勝志君紹介)(第四六六九号)

南九州横断自動車道建設に関する請願(池田清

志君紹介)(第四八四二号)

幹線高速道の主要地域に自転車専用道路建設に

関する請願(田中伊三次君紹介)(第五〇三二一号)

大淀川の利水対策に関する請願(川野芳満君紹

介)(第五一〇三号)

幹線高速道の主要地域に自転車専用道路建設に

関する請願(岩道勳行君紹介)(第五一四三三号)

同(宇野宗佑君紹介)(第五一四四号)

同(内田常雄君紹介)(第五一四五号)

同(大西正男君紹介)(第五一四六号)

同(大野明君紹介)(第五一四七号)

同(加藤高蔵君紹介)(第五一四八号)

同(川野芳満君紹介)(第五一五〇号)

同(龜山孝一君紹介)(第五一五一号)

同(佐々木義武君紹介)(第五一五二号)

同(坂田英一君紹介)(第五一五三三号)

同(始関伊平君紹介)(第五一五四号)

同(砂田重民君紹介)(第五一五五号)

同(中村寅太君紹介)(第五一五六号)

同(星島二郎君紹介)(第五一五七号)

同(横山利秋君紹介)(第五一五八号)

公営住宅建設に対する財政措置の強化等に関する

請願(池田清志君紹介)(第五二八一号)

幹線高速道の主要地域に自転車専用道路建設に

関する請願(伊能繁次郎君紹介)(第五三五五号)

同(小沢佐重君紹介)(第五三五六号)

同(大橋武夫君紹介)(第五三五七号)

同(岡崎英城君紹介)(第五三五八号)

同(神田博君紹介)(第五三五九号)

同(櫻内義雄君紹介)(第五三六〇号)

同(砂原格君紹介)(第五三六一号)

同(栗山秀君紹介)(第五三六二二号)

同(赤澤正道君紹介)(第五三七八号)

同(大西正男君紹介)(第五四三四号)

同(久保山田次君紹介)(第五四六〇号)

同(三池信君紹介)(第五四六一号)

同(高瀬傳君紹介)(第五四七八号)

公団住宅内集会所使用料値上げ反対に関する請

願(麻生良方君紹介)(第五三七九号)

同(川上實一君紹介)(第五四二九号)

同(谷口善太郎君紹介)(第五四三〇号)

同外五件(中村高一君紹介)(第五四六三三号)

同外十六件(岡本隆一君紹介)(第五四六四号)

同(本島百合子君紹介)(第五四七九号)

同(本島百合子君紹介)(第五五一〇号)

東京都外郭環状線道路建設による石神井公園緑

地帯分断反対に関する請願(神近市子君紹介)

(第五四〇七号)

国道二二一線山王峠の改良促進に関する請願

(八田貞義君紹介)(第五五一二号)

公団住宅内集会所使用料値上げ反対に関する請

願外一件(稻富稜人君紹介)(第五六三〇号)

同外二件(稻富稜人君紹介)(第五七一一号)

幹線高速道の主要地域に自転車専用道路建設に

関する請願(關谷勝利君紹介)(第五六三二一号)

建設業法の改正反対等に関する請願(川上實一

君紹介)(第五八五五号)

幹線高速道の主要地域に自転車専用道路建設に

関する請願(大久保武雄君紹介)(第五八五六号)

公団住宅内集会所使用料値上げ反対に関する請

願(吉川兼光君紹介)(第五八五七号)

幹線高速道の主要地域に自転車専用道路建設に

関する請願(大野明君紹介)(第五九一七号)

同(田村元君紹介)(第五九一八号)

石炭鉱業安定に関する請願(湊徹郎君紹介)(第

一二四九号)

○議長(山口喜久一郎君) 海部俊樹君の動議に御

異議はありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めま

す。よって、日程は追加されました。

地方財政法の一部改正に関する請願外三千七百

十請願を一括して議題といたします。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

○議長(山口喜久一郎君) 各請願は委員長の報告

を省略して採択するに御異議はありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めま

す。よって、さようにして決しました。

内閣委員会、地方行政委員会、法務委員会、

外務委員会、大蔵委員会、文教委員会、社

会労働委員会、農林水産委員会、商工委員

会、運輸委員会、通信委員会、建設委員会、予

算委員会、決算委員会及び議院運営委員会

並びに災害対策特別委員会、公職選挙法改

正に関する調査特別委員会、科学技術振興

対策特別委員会、石炭対策特別委員会、産業

公害対策特別委員会、体育振興に関する特

別委員会及び物価問題等に関する特別委員

会において、各委員会から申出のあつた案

件について閉会中審査するの件(議長発議)

○議長(山口喜久一郎君) おはかりいたします。

内閣委員会、地方行政委員会、法務委員会、外務委員会、大蔵委員会、文教委員会、社会労働委員会、農林水産委員会、商工委員会、運輸委員会、通信委員会、建設委員会、予算委員会、決算委員会及び議院運営委員会並びに災害対策特別委員会、公職選挙法改正に関する調査特別委員会、科学技術振興対策特別委員会、石炭対策特別委員会、産業公害対策特別委員会、体育振興に関する特別委員会及び物価問題等に関する特別委員会から、閉会中審査いたしたいとの申し出があります。

各委員会閉会中審査申出案件

内閣委員会

- 一、連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(伊能繁次郎君外二十九名提出、衆法第五九号)

- 二、行政機構並びにその運営に関する件
- 三、恩給及び法制一般に関する件
- 四、国の防衛に関する件
- 五、公務員の制度及び給与に関する件
- 六、栄典に関する件

地方行政委員会

- 一、都道府県合併特例法案(内閣提出第一四七号)

- 二、地方財政法の一部を改正する法律案(川村慈義君外八名提出、衆法第四号)

- 三、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(川村慈義君外八名提出、衆法第五号)

- 四、公営企業金融庫庫法の一部を改正する法律案(安井吉典君外九名提出、衆法第四〇号)

- 五、地方自治法の一部を改正する法律案(阪上安太郎君外八名提出、衆法第四五号)

- 六、地方自治に関する件
- 七、地方財政に関する件
- 八、警察に関する件
- 九、消防に関する件

法務委員会

- 一、刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)

- 二、会社更生法の一部を改正する法律案(田中武夫君外二十名提出、衆法第一九号)

- 三、裁判所の司法行政に関する件
- 四、法務行政及び檢察行政に関する件
- 五、国内治安及び人権擁護に関する件

外務委員会

- 一、国際情勢に関する件

大蔵委員会

- 一、国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(有馬輝武君外十二名提出、衆法第六号)
- 二、勸業基金法案(網島正興君外四十名提出、衆法第四七号)

- 三、国の会計に関する件
- 四、税制に関する件
- 五、関税に関する件
- 六、金融に関する件
- 七、証券取引に関する件
- 八、外国為替に関する件
- 九、国有財産に関する件
- 一〇、専売事業に関する件
- 一一、印刷事業に関する件
- 一二、造幣事業に関する件

文教委員会

- 一、学校給食法の一部を改正する法律案(二宮武夫君外二十一名提出、衆法第三二号)
- 二、文教行政の基本施策に関する件
- 三、学校教育に関する件
- 四、社会教育に関する件
- 五、学術研究及び宗教に関する件
- 六、国際文化交流に関する件
- 七、文化財保護に関する件

社会労働委員会

- 一、中高齢者雇用促進法案(吉川兼光君外一名提出、衆法第一三三号)
- 二、最低賃金法の一部を改正する法律案(吉川兼光君外一名提出、衆法第一七号)

- 三、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律を廃止する法律案(吉川兼光君外一名提出、衆法第一八号)
- 四、最低賃金法案(横路節雄君外十五名提出、衆法第二七号)
- 五、労働基準法の一部を改正する法律案(横路節雄君外十四名提出、衆法第二八号)
- 六、家内労働法案(横路節雄君外十五名提出、衆法第三三三号)
- 七、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(大原亨君外四十名提出、衆法第五一号)
- 八、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(山田暎目君外四十四名提出、衆法第五二二号)
- 九、厚生関係及び労働関係の基本施策に関する件
- 一〇、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
- 一一、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策

<p>農林水産委員会 に關する件</p> <p>農林水産委員会の振興に關する件</p> <p>一、農林水産物の振興に關する件</p> <p>二、農林水産物に關する件</p> <p>三、農林水産業団体に關する件</p> <p>四、農林水産金融に關する件</p> <p>五、農業災害補償制度に關する件</p> <p>農工委員会</p> <p>一、特許法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二九号)</p> <p>二、実用新案法の一部を改正する法律案(内閣提出第三一〇号)</p> <p>三、通商産業の基本施策に關する件</p> <p>四、経済総合計画に關する件</p> <p>五、公益事業に關する件</p> <p>六、鉱工業に關する件</p> <p>七、商業に關する件</p> <p>八、通商に關する件</p> <p>九、中小企業に關する件</p> <p>一〇、特許に關する件</p> <p>一一、私的独占の禁止及び公正取引に關する件</p> <p>一二、鉱業と一般公益との調整等に關する件</p> <p>運輸委員会</p> <p>一、都市鉄道整備促進法案(野間千代三君外</p>	<p>十七名提出、衆法第二四号)</p> <p>二、陸運に關する件</p> <p>三、海運に關する件</p> <p>四、航空に關する件</p> <p>五、日本国有鉄道の經營に關する件</p> <p>六、港湾に關する件</p> <p>七、海上保安に關する件</p> <p>八、観光に關する件</p> <p>九、気象に關する件</p> <p>通信委員会</p> <p>一、通信行政に關する件</p> <p>二、郵政事業に關する件</p> <p>三、郵政監察に關する件</p> <p>四、電気通信に關する件</p> <p>五、電波監理及び放送に關する件</p> <p>建設委員会</p> <p>一、国土計画に關する件</p> <p>二、地方計画に關する件</p> <p>三、都市計画に關する件</p> <p>四、河川に關する件</p> <p>五、道路に關する件</p> <p>六、住宅に關する件</p> <p>七、建築に關する件</p> <p>八、建設行政の基本施策に關する件</p> <p>予算委員会</p>	<p>一、予算の実施状況に關する件</p> <p>二、予算委員会運営の改善に關する件</p> <p>決算委員会</p> <p>一、昭和三十九年度一般會計歳入歳出決算 昭和三十九年度特別會計歳入歳出決算 昭和三十九年度國稅取納金整理資金受 払計算書 昭和三十九年度政府關係機關決算書</p> <p>二、昭和三十九年度国有財産増減及び現在額 總計算書</p> <p>三、昭和三十九年度国有財産無償貸付状況總 計算書</p> <p>四、歳入歳出の実況に關する件</p> <p>五、国有財産の増減及び現況に關する件</p> <p>六、政府關係機關の經理に關する件</p> <p>七、公団等國が資本金の二分の一以上を出資 している法人の會計に關する件</p> <p>八、國または公社が直接または間接に補助 金、奨励金、助成金等を交付したまたは貸付 金、損失補償等の財政援助を与えているも のの會計に關する件</p> <p>議院運営委員会</p> <p>一、国会法等改正に關する件</p> <p>二、議長よりの諮問事項</p> <p>三、その他議院運営委員会の所管に屬する事 項</p> <p>災害対策特別委員会</p>
<p>一、災害対策に關する件</p> <p>公職選挙法改正に關する調査特別委員会</p> <p>一、公職選挙法改正に關する件</p> <p>科学技術振興対策特別委員会</p> <p>一、科学技術振興対策に關する件</p> <p>石炭対策特別委員会</p> <p>一、石炭対策に關する件</p> <p>産業公害対策特別委員会</p> <p>一、公害対策基本法案(中井徳次郎君外二十 二名提出、衆法第一四号)</p> <p>二、公害対策基本法案(吉川兼光君外一名提 出、衆法第八号)</p> <p>三、産業公害対策に關する件</p> <p>体育振興に關する特別委員会</p> <p>一、体育振興に關する件</p> <p>物価問題等に關する特別委員会</p> <p>一、消費者基本法案(春日一幸君外一名提 出、衆法第一六号)</p> <p>二、物価安定緊急措置法案(堀昌雄君外二十 四名提出、衆法第四四号)</p> <p>三、物価問題等に關する件</p>	<p>○議長(山口喜久一郎君) 各委員会において、申 し出のとおり閉会中審査するに御異議はありませ んか。</p>	

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めま
す。よつて、さよう決定いたしました。

○議長(山口喜久一郎君) 諸君、第五十一回国会
は本日をもって終了いたします。

今国会は、昨年十二月二十日に召集されて以
来、延長を含めて百九十日間の長期にわたりました。この間、諸君が終始熱心に審議に精勵せられた結果、本年度総予算をはじめ重要議案の大半を議了することができました。まことに御同慶の至りにたえません。

ここに会期を終了するにあたり、諸君の連日の御勞苦に対し、深く敬意を表するとともに、議長に寄せられました多大の御協力に対し、衷心より感謝の意を表する次第であります。

各位におかれましては、今後とも御自愛の上、国家のため一そう御健闘あらんことを切望してやみません。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) この際、暫時休憩いたします。

午後十一時二十七分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

出席國務大臣

建設大臣 瀬戸山三男君

請願日程

(地方行政委員会)

一 地方財政法の一部改正に関する請願

(淡谷悠藏君紹介)(第一四四号)

二 同(伊藤よし子君紹介)(第一四五号)

三 同(石橋政嗣君紹介)(第一四六号)

四 同(稻村隆一君紹介)(第一四七号)

五 同(下部政巳君紹介)(第一四八号)

六 同外一件(江田三郎君紹介)(第一四九号)

七 同(大原亨君紹介)(第一五〇号)

八 同外一件(大村邦夫君紹介)(第一五一号)

九 同外二件(岡田春夫君紹介)(第一五二号)

一〇 同(勝澤芳雄君紹介)(第一五三号)

一一 同(勝間田清一君紹介)(第一五四号)

一二 同(川村維義君紹介)(第一五五号)

一三 同(黒田壽男君紹介)(第一五六号)

一四 同(小林進君紹介)(第一五七号)

一五 同(小松幹君紹介)(第一五八号)

一六 同外一件(五島虎雄君紹介)(第一五九号)

一七 同(佐藤觀次郎君紹介)(第一六〇号)

一八 同(佐野憲治君紹介)(第一六一号)

一九 同(實川清之君紹介)(第一六二号)

二〇 同(島口重次郎君紹介)(第一六三号)

二一 同外一件(下平正一君紹介)(第一六四号)

二二 同外二件(田中武夫君紹介)(第一六五号)

二三 同外一件(多賀谷眞稔君紹介)(第一六六号)

二四 同外一件(高橋重信君紹介)(第一六七号)

二五 同(千葉七郎君紹介)(第一六八号)

二六 同外一件(望森芳夫君紹介)(第一六九号)

二七 同(中井徳次郎君紹介)(第一七〇号)

二八 同外三件(中澤茂一君紹介)(第一七一号)

二九 同(中村重光君紹介)(第一七二号)

三〇 同(二宮武夫君紹介)(第一七三号)

三一 同(野口忠夫君紹介)(第一七四号)

三二 同(野原覺君紹介)(第一七五号)

三三 同外一件(野間千代三君紹介)(第一七六号)

三四 同外七件(華山親義君紹介)(第一七七号)

三五 同(原茂君紹介)(第一七八号)

三六 同(穂積七郎君紹介)(第一七九号)

三七 同外二件(堀昌雄君紹介)(第一八〇号)

三八 同外二件(松井政吉君紹介)(第一八一号)

三九 同外一件(松平忠久君紹介)(第一八二号)

四〇 同外二件(三木喜夫君紹介)(第一八三号)

四一 同(村山喜一君紹介)(第一八四号)

四二 同(森義視君紹介)(第一八五号)

四三 同外一件(森本靖君紹介)(第一八六号)

四四 同(八木一男君紹介)(第一八七号)

四五 同外一件(山崎始男君紹介)(第一八八号)

四六 同(山田耻目君紹介)(第一八九号)

四七 同(米内山義一郎君紹介)(第一九〇号)

四八 同(横山利秋君紹介)(第一九一号)

四九 同(和田博雄君紹介)(第一九二号)

五〇 同外一件(井手以誠君紹介)(第一九三号)

五一 同(田中織之進君紹介)(第一九四号)

五二 同外二件(細谷治嘉君紹介)(第一九五号)

<p>五三 同(島口重次郎君紹介)(第五三五号)</p> <p>五四 同(山下榮二君紹介)(第五三六号)</p> <p>五五 同(原茂君紹介)(第八六〇号)</p> <p>五六 同(春日一幸君紹介)(第九九一号)</p> <p>五七 同(鈴木茂三郎君紹介)(第九九二号)</p> <p>五八 同(竹本孫一君紹介)(第九九三号)</p> <p>五九 同(吉川兼光君紹介)(第九九四号)</p> <p>六〇 同(八木昇君紹介)(第一二二七号)</p> <p>六一 同(伊藤卯四郎君紹介)(第一三九四号)</p> <p>六二 地方交付税の税率引上げに関する請願 (渡徹郎君紹介)(第一二四五号)</p> <p>六三 地方財政法の一部改正に関する請願 (辻原弘市君紹介)(第一六六〇号)</p> <p>六四 地方財政の充実強化等に関する請願 (有馬輝武君紹介)(第一七六五号)</p> <p>六五 地方財政の強化に関する請願(星島二郎君紹介)(第二九九二号)</p> <p>六六 地方財政の確立に関する請願(八田貞義君紹介)(第三九九三号)</p> <p>六七 地方公共団体の超過負担解消に関する請願(池田清志君紹介)(第四〇八二号)</p> <p>六八 地方債の増額発行に伴う財政負担に関する請願(草野一郎平君紹介)(第四四四一号)</p> <p>六九 消火弾を簡易消火用具として採用に関</p>	<p>する請願(門司亮君紹介)(第四五九六号)</p> <p>七〇 同(井出一太郎君紹介)(第四九二二号)</p> <p>七一 地方交付税配分等の特例措置に関する請願(川野芳滿君紹介)(第五一〇〇号)</p> <p>七二 消火弾を簡易消火用具として採用に関する請願(中島茂喜君紹介)(第五二一五号)</p> <p>七三 同(山崎巖君紹介)(第五二五二号)</p> <p>七四 人口激減市町村に対する交付税算定の改善に関する請願(池田清志君紹介)(第五二七九号)</p> <p>七五 地域開発関連整備事業の助成に関する請願(池田清志君紹介)(第五二八〇号)</p> <p>七六 消火弾を簡易消火用具として採用に関する請願(中馬辰猪君紹介)(第五一四四号)</p> <p>(法務委員会)</p> <p>更生保護会に対する国の委託費及び補助金増額に関する請願外二百四十三件(上村千一郎君紹介)(第一二二八号)</p> <p>二 高知刑務所移転に関する請願(田村良平君紹介)(第一四二二号)</p> <p>三 鹿児島地方法務局蒲生出張所存置に関する請願(村山喜一君紹介)(第四一八五号)</p>	<p>四 同(中馬辰猪君紹介)(第四三八六号)</p> <p>五 印章法制定に関する請願(亀山孝一君紹介)(第四八五六号)</p> <p>六 鹿児島地方法務局蒲生出張所存置に関する請願外一件(池田清志君紹介)(第四九一六号)</p> <p>七 印章法制定に関する請願(奥野誠亮君紹介)(第四九五七号)</p> <p>八 同(星島二郎君紹介)(第四九五八号)</p> <p>九 同(灘尾弘吉君紹介)(第五三八八号)</p> <p>(外務委員会)</p> <p>一 旧満州国残留邦人の調査及び救済に関する請願(上村千一郎君紹介)(第三四八五号)</p> <p>(大蔵委員会)</p> <p>一 医療法人の課税是正に関する請願(堀川恭平君紹介)(第三四八号)</p> <p>二 企業組合に対する課税適正化に関する請願(小川半次君紹介)(第五四〇号)</p> <p>三 同外一件(白濱仁吉君紹介)(第九九七号)</p> <p>四 地方公務員互助団体掛金の所得控除に関する請願(井出一太郎君紹介)(第一〇七五号)</p> <p>五 同(増田甲子七君紹介)(第一〇七六号)</p> <p>六 同(唐澤俊樹君紹介)(第一一四五号)</p>	<p>七 同(吉川久衛君紹介)(第一二四六号)</p> <p>八 同(下平正一君紹介)(第一二四七号)</p> <p>九 同(中澤茂一君紹介)(第一二四八号)</p> <p>一〇 同(羽田武嗣郎君紹介)(第一二四九号)</p> <p>一一 同(原茂君紹介)(第一二五〇号)</p> <p>一二 同(松平忠久君紹介)(第一二五一号)</p> <p>一三 東京都狹江町の畦畔所有権に関する請願(福田篤泰君紹介)(第一二二九号)</p> <p>一四 医療法人の課税是正に関する請願(毛利松平君紹介)(第一二二二二号)</p> <p>一五 葉たばこ収納価格引上げ等に関する請願(渡徹郎君紹介)(第一二四七号)</p> <p>一六 地方公務員互助団体掛金の所得控除に関する請願(小川半二君紹介)(第一二六三三号)</p> <p>一七 同(小坂善太郎君紹介)(第一二六四号)</p> <p>一八 同(林百郎君紹介)(第一二六五号)</p> <p>一九 個人企業に完全給与制実施に関する請願(山田彌一君紹介)(第一二二二二号)</p> <p>二〇 各種共済組合法の増加恩給受給権者に対する不均衡の是正に関する請願(小川半次君紹介)(第一四一〇号)</p> <p>二一 同(原健三郎君紹介)(第一四一一号)</p> <p>二二 企業組合に対する課税適正化に関する請願(小川半次君紹介)(第一四三三三号)</p> <p>二三 各種共済組合法の増加恩給受給権者に</p>
---	---	--	---

九号)

一九 同外二件(森下元晴君紹介)(第一三三〇号)

二〇 同(始関伊平君紹介)(第一三二四号)

二一 同外四件(田村良平君紹介)(第一三六七号)

二二 同(壽原正一君紹介)(第一三八八号)

二三 同外六十五件(加藤常太郎君紹介)(第一四〇二号)

二四 同(森本靖君紹介)(第一四〇三号)

二五 東京都玉川郵便局舎改築に関する諸願(鈴木茂三郎君紹介)(第一二四四号)

二六 東京都内郵便局舎の増改築に関する諸願(重盛寿治君紹介)(第一三六八号)

二七 同(神近市子君紹介)(第一四〇四号)

二八 簡易保険及び郵便年金資金の運用範囲拡大等に関する諸願外三件(井原岸高君紹介)(第一四二九号)

二九 同外一件(松田竹千代君紹介)(第一四三〇号)

三〇 同外三件(今松治郎君紹介)(第一四五〇号)

三一 同外一件(藤本孝雄君紹介)(第一四五一号)

三二 同(船田中君紹介)(第一四五二号)

三三 同(八木徹雄君紹介)(第一四五三号)

三四 同(大泉寛三君紹介)(第一四七八号)

三五 同外二十二件(森本靖君紹介)(第一四九五号)

九五号)

三六 同外一件(湯山勇君紹介)(第一四九六号)

三七 同外十七件(秋田大助君紹介)(第一五一四号)

三八 同(森本靖君紹介)(第一五四六号)

三九 同(八木徹雄君紹介)(第一五四七号)

四〇 同外一件(小笠公昭君紹介)(第一五六八号)

四一 同外六件(關谷勝利君紹介)(第一五九六号)

四二 高知県佐川町西佐川地区に無集配特定郵便局設置に関する諸願(森本靖君紹介)(第一五四五号)

四三 簡易保険及び郵便年金資金の運用範囲拡大等に関する諸願(木村剛輔君紹介)(第一六八八号)

四四 同(塚原俊郎君紹介)(第一六八九号)

四五 同外十七件(森本靖君紹介)(第一六九八号)

四六 同外二件(森本靖君紹介)(第一八七九号)

四七 同外十四件(今松治郎君紹介)(第一八八〇号)

四八 電話の架設促進に関する諸願(田中伊三次君紹介)(第一六九〇号)

四九 簡易保険及び郵便年金資金の運用範囲拡大等に関する諸願(秋田大助君紹介)(第二〇二五号)

五〇 同外三件(關谷勝利君紹介)(第二〇二六号)

五一 同外二件(毛利松平君紹介)(第二〇二七号)

五二 東京都向島地区に郵便局設置に関する諸願(天野公義君紹介)(第二〇二八号)

五三 福島県浪江町津島地区等のテレビ離脱聴解消に関する諸願(齋藤邦吉君紹介)(第二〇七三三号)

五四 簡易保険及び郵便年金資金の運用範囲拡大等に関する諸願(本名武君紹介)(第二三二八号)

五五 同(森本靖君紹介)(第二三四二号)

五六 郵便物の日曜配達廃止に関する諸願(小川平二君紹介)(第四三〇三三号)

五七 同(唐澤俊樹君紹介)(第四三〇四四号)

五八 同(小坂善太郎君紹介)(第四三〇五五号)

五九 同(羽田武嗣郎君紹介)(第四三〇六六号)

六〇 同(吉川久衛君紹介)(第四三二一九号)

六一 同(下平正一君紹介)(第四三三三〇号)

六二 同(中澤茂一君紹介)(第四三三三一号)

六三 同(草野一郎平君紹介)(第四四三三六号)

六四 同(倉石忠雄君紹介)(第四四三七七号)

六五 同(原茂君紹介)(第四四三八八号)

六六 同(増田甲子七君紹介)(第四四三九九号)

六七 同(井出一太郎君紹介)(第四五〇〇〇号)

六八 簡易保険及び郵便年金資金の運用範囲拡大等に関する諸願(篠田弘作君紹介)(第四六八八号)

六九 郵便物の日曜配達廃止に関する諸願(松平忠久君紹介)(第四七六四号)

七〇 鹿児島県大根占町に全国主要都市との即時通話施設設置に関する諸願(二階堂進君紹介)(第四八四二号)

七一 東京都内郵便局舎の増改築に関する諸願(大柴滋夫君紹介)(第五〇二六号)

七二 郵便物の日曜配達廃止に関する諸願(林百郎君紹介)(第五四五六号)

一 長野県松代町の地震対策に関する諸願(井出一太郎君紹介)(第一〇九三三号)

二 同(増田甲子七君紹介)(第一〇九四四号)

三 同(唐澤俊樹君紹介)(第一二〇八八号)

四 同(吉川久衛君紹介)(第一二〇八九号)

五 同(下平正一君紹介)(第一二二〇九号)

六 同(中澤茂一君紹介)(第一二二一一号)

七 同(羽田武嗣郎君紹介)(第一二二二二号)

七日理事辞任につきその補欠

(常任委員辞任)

一、去る二十五日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

相川 勝六君 海部 俊樹君

稻村 隆一君 米内山義一郎君

多賀谷眞稔君 山田 耻目君

地方行政委員 村山 達雄君

大蔵委員 山田 耻目君 米内山義一郎君

文教委員 久野 忠治君 松山千恵子君

農林水産委員 川崎 秀二君

建設委員 中村 時雄君 稻富 稜人君

岩動 道行君 稻富 稜人君

中村 時雄君 稻富 稜人君

予算委員 大高 康君 賀屋 興宣君

川崎 秀二君 櫻内 義雄君

森 清君 多賀谷眞稔君

森山 欽司君 稻村 隆一君

一、今二十七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 松澤 雄藏君

文教委員 櫻内 義雄君

建設委員

石田 宥全君 田中 武夫君

川俣 清音君 日野 吉夫君

予算委員 久野 忠治君

決算委員 華山 親義君 石田 宥全君

(常任委員補欠選任)

一、去る二十五日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 賀屋 興宣君 大高 康君

多賀谷眞稔君 山田 耻目君

稻村 隆一君 米内山義一郎君

地方行政委員 森 清君

大蔵委員 米内山義一郎君 山田 耻目君

文教委員 櫻内 義雄君 川崎 秀二君

農林水産委員 松山千恵子君

建設委員 稻富 稜人君 中村 時雄君

松澤 雄藏君 中村 時雄君

予算委員 稻富 稜人君

丹羽 兵助君 小川 半次君

森山 欽司君

久野 忠治君

松浦周太郎君 稻村 隆一君

川崎 秀二君 多賀谷眞稔君

一、今二十七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 櫻内 義雄君

文教委員 久野 忠治君

建設委員 田中 武夫君 川俣 清音君

日野 吉夫君 石田 宥全君

予算委員 田中伊三次君

決算委員 石田 宥全君 華山 親義君

(特別委員辞任)

一、去る二十五日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

産業公害対策特別委員 三木 喜夫君

(特別委員補欠選任)

一、去る二十五日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

産業公害対策特別委員 山崎 始男君

(議案受領)

一、去る二十五日、参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

流通業務市街地の整備に関する法律案

内閣提出第三七号)

内閣法の一部を改正する法律案

租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案

内航海運業法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る二十五日、委員会に付託された議案は次の通りである。

流通業務市街地の整備に関する法律案(内閣提出第一五五号)(参議院送付)

建設委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

農産物価格安定法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

一、去る二十五日、参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

農産物価格安定法の一部を改正する法律案

一、去る二十五日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

審議会等の整理に関する法律案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

内閣法の一部を改正する法律案

租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案

内航海運業法の一部を改正する法律案

(議案通知)

- 一、去る二十五日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
 - 行政相談委員法案
 - 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案
 - 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案
 - 道路交通事業抵当法の一部を改正する法律案
- (議案通知書受領)
- 一、去る二十五日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
 - 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案
 - 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案
 - 国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案
 - 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案
 - 産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案
 - 公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

首都圏近郊緑地保全法案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

- 一 議案の要旨及び目的

本案は、首都圏の近郊整備地帯において良好な自然の環境を有する緑地を保全することが、首都及びその周辺の地域における住民の健全な生活環境の確保と首都圏の秩序ある発展に欠くことができないものであることにかんがみ、その保全に關し必要な事項を定めることにより、近郊整備地帯の無秩序な市街地化を防止し、もつて首都圏の秩序ある発展に寄与しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

 - 1 首都圏整備委員会は、無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによつて地域住民の健全な心身の保持及び増進又は公害、災害の防止の効果が著しい樹林地等の緑地の区域を近郊緑地保全区域(以下「保全区域」という。)として指定することができるものとする。
 - 2 首都圏整備委員会は、保全区域の指定をしたときは、その保全区域について、行為の規制、特別保全地区の指定の基準等に関し、近郊緑地の保全に關する計画を決定しなければならぬものとする。
 - 3 建設大臣は、保全区域内で住民の健全な心身の保持及び増進又は公害、災害の防止効果が特に著しい土地あるいは特に良好な自然の環境を有する土地については、近郊緑地保全計画に従い、都市計画の施設として、特別保全地区を指定することができるものとする。
 - 4 保全区域(特別保全地区を除く。)内においては、建築物その他の工作物の新築、土地の形質の変更等の行為をしようとする者は、あらかじめ、都県知事にその旨を届け出なければならぬものとする。
 - 5 保全区域内における届け出の行為は、特別保全地区内においては、都県知事の許可を受けなければ、してはならないものとする。
 - 6 都県は、特別保全地区内における許可行為について、その許可を受けることができないため損失を受けた者がある場合、その損失者に対し、通常生ずべき損失を補償するものとする。
 - 7 都県は、特別保全地区内の土地で、近郊緑地の保全上必要があると認める土地につき、土地所有者からその土地を都県において買入れるべき旨の申出があつた場合、その土地を買い入れるものとする。
 - 8 国は、損失の補償及び土地の買入れに要する費用については、政令で定めるところにより、その一部を補助するものとする。
 - 9 国は、都県が特別保全地区内の近郊緑地の保全のために行なう事業に必要な資金については、法令の範囲内において、資金事情が許す限り、配慮するものとする。
 - 10 その他所要の規定を設けるものとする。
- 二 議案の可決理由

首都の近郊における緑地の荒廃の状況にかんがみ、近郊緑地の保全に關する必要事項を定めることにより、近郊整備地帯の無秩序な市街地化を防止し、首都圏の秩序ある発展に寄与しようとする本案は、適切妥當なもの認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
- 三 本案施行に要する経費

昭和四十一年度一般会計(建設省所管)予算に、都市計画事業費のうち、首都圏広域緑地保全事業費補助として二億円が計上されている。右報告する。

昭和四十一年六月二十七日
建設委員長 田村 元
衆議院議長 山口喜久一郎殿

流通業務市街地の整備に関する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、都心の地区に流通業務施設が過度に集中しているため流通機能の低下及び自動車交通の渋滞をきたしている大都市における流通業務市街地の整備に關し必要な事項を定めることにより、流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図り、もつて都市の機能の維持及び増進に寄与しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 この法律において「流通業務施設」とは、トラックターミナル、鉄道の貨物駅、卸売市場、倉庫その他の物資の保管又は荷さばきのための施設及びこれらと密接な関連を有する施設をいうものとし、「流通業務団地造成事業」とは、流通業務施設並びにこれに関連する公共施設等の敷地の造成又は整備に関する事業をいうものとする。

2 経済企画厅长官、農林大臣、通商産業大臣、運輸大臣及び建設大臣は、協議により、都心の区域に流通業務施設が過度に集中しているため流通機能の低下及び自動車交通の渋滞をきたしている東京都、大阪市その他の大都市について、それぞれ、流通業務施設の整備

備に關する基本方針を定めるものとする。

3 建設大臣は、基本方針に基づいて、当該都市の区域のうち幹線道路、鉄道等の整備の状況に照らして流通業務市街地として整備することが適当な地区について、都市計画として流通業務地区を指定し、流通業務市街地としての機能を維持するために必要な建築等の規制を行なうことができるものとする。

4 建設大臣は、流通業務地区内において、その中核として、トラックターミナル、鉄道の貨物駅又は中央卸売市場及びこれらと密接な関連を有するその他の流通業務施設を一体的に立地させるため、流通業務団地を都市計画として決定するものとし、この都市計画においては、団地内に立地することとなる流通業務施設の敷地の配置、関連公共施設の配置等及び建築物の形態等に関する制限について定めるものとする。

5 地方公共団体又は日本住宅公団は、流通業務団地造成事業を都市計画事業として施行することができるものとし、流通業務団地造成事業は、流通業務施設の敷地の造成及びその処分、関連公共施設の整備等をその内容とするとともに、その施行について、土地の収

用、先買い、買取請求等について必要な規定を設けるものとする。

6 国は、流通業務団地造成事業等に關し、必要な資金の調達、農地の転用等について配慮するものとする。

二 議案の可決理由

都心の区域に流通業務施設が過度に集中しているため流通機能の低下及び自動車交通の渋滞をきたしている現状にかんがみ、大都市において流通業務市街地を整備することにより、流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図り、もつて都市機能の維持及び増進に寄与しようとする本案は、適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙の通り附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和四十一年六月二十七日

建設委員長 田村 元

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

流通業務市街地の整備に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、次の措置を講ずるよう努めるべきである。

一 流通業務団地の譲受人の選考については、大規模事業者に偏することを避けること。

二 中小規模事業者の協業により、譲受人としての資格をそなえることができるものに対して、積極的に財政金融上の助成を行ない、指導にあたること。

三 流通業務団地の造成は、都市計画実施上、最優先の順位をもつて実施するよう行政指導すること。

右決議する。

衆議院會議録第六十八号中正誤

へし	段 行	誤	
一四五	二 下疽		下疽
一四五	二 末 梅糖		梅毒
一四三	三 板村吉正君		坂村吉正君
一四三	三 教護		教護
一四六	四 教護		
一四五			正

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外 昭和四十一年六月二十七日

第五十一回 衆議院會議録 第七十号(二)

本期国会において衆議院に提出された議案、請願、質問等の総数及びその結果

内閣提出議案 百九十件

内

予算 七件 両院可決

条約 六件

内

両院承認 四件

日本国憲法第六十一条の規定により本院の議決が国会の議決となったもの 一件

本院通過、参議院閉会中審査 一件

予備費支出の件 十三件 両院承諾

決算その他 四件

内

閉会中審査 三件

委員会審査未了 一件

法律案 百五十六件

内

成立 百三十六件

本院閉会中審査 四件

本院通過、参議院閉会中審査 六件

本院通過、参議院審査未了 四件

本院未了 四件

参議院に提出、同院閉会中審査(本院予備審査) 一件

参議院に提出、撤回(本院予備審査) 一件

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき国会の議決を求めるの件 二件

自然消滅

国会の承認を求めるの件 二件 両院承認
議員提出議案 六十七件

内

法律案 六十件

内

成立 十一件

本院閉会中審査 二十二件

参議院閉会中審査 一件

本院審査未了 二十五件

撤回 一件

衆議院予備金支出の件 一件 承諾

決議案 二件

内

否決 一件

撤回 一件

重要動議 四件 可決

参議院議員提出法律案(本院予備審査) 十八件

内

参議院閉会中審査 三件

参議院審査未了 十三件

撤回 二件

前国会審査未了の決算等 四件 委員長報告の通り議決

請願 六千二百五十五件(二千三百七十四通)

内

採択、内閣送付 三千百七十一件(一万七百四十六通)

委員会不採択 一件(一通)

委員会議決不要 四百五十八件(四千四百十

一通)

委員会審査未了 二千三百九十五件(七千二百十六通)

質問 十七件

内

質問 十二件 書面答弁

緊急質問 五件 口頭答弁

国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件 六件 可決

国家公務員の任命について同意又は事後承認を求めるの件 十二件

内

同意 十件

事後承認 二件

○議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、今二十七日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

首都圏近郊緑地保全法

流通業務市街地の整備に関する法律

(議決通知)

一、今二十七日、本院は閉会中次の通り委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨参議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(伊能繁次郎君外二十九名提出、衆法第五九号)

二、行政機構並びにその運営に関する件

三、恩給及び法制一般に関する件

四、国の防衛に関する件

五、公務員の制度及び給与に関する件

六、栄典に関する件

地方行政委員会

一、都道府県合併特例法案(内閣提出第一四

七号)

二、地方財政法の一部を改正する法律案(川村継義君外八名提出、衆法第四号)

三、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(川村継義君外八名提出、衆法第五号)

四、公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(安井吉典君外九名提出、衆法第四〇号)

五、地方自治法の一部を改正する法律案(阪上安太郎君外八名提出、衆法第四五号)

六、地方自治に関する件

七、地方財政に関する件

八、警察に関する件

九、消防に関する件

法務委員会

一、刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)

二、会社更生法の一部を改正する法律案(田中武夫君外二十名提出、衆法第一九号)

三、裁判所の司法行政に関する件

四、法務行政及び檢察行政に関する件

五、国内治安及び人権擁護に関する件

外務委員会

一、国際情勢に関する件

大蔵委員会

一、国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(有馬輝武君外十二名提出、衆法第六号)

二、勸業基金法案(綱島正興君外四十名提出、衆法第四七号)

三、国の会計に関する件

四、税制に関する件

五、関税に関する件

六、金融に関する件

七、証券取引に関する件

- 八、外国為替に関する件
- 九、国有財産に関する件
 - 一〇、専売事業に関する件
 - 一一、印刷事業に関する件
 - 一二、造幣事業に関する件
- 文教委員会
 - 一、学校給食法の一部を改正する法律案(二宮武夫君外二十一名提出、衆法第三一七号)
 - 二、文教行政の基本施策に関する件
 - 三、学校教育に関する件
 - 四、社会教育に関する件
 - 五、学術研究及び宗教に関する件
 - 六、国際文化交流に関する件
 - 七、文化財保護に関する件
- 社会労働委員会
 - 一、中高年齢者雇用促進法案(吉川兼光君外一名提出、衆法第一三三号)
 - 二、最低賃金法の一部を改正する法律案(吉川兼光君外一名提出、衆法第一七号)
 - 三、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律を廃止する法律案(吉川兼光君外一名提出、衆法第一八号)
 - 四、最低賃金法案(横路節雄君外十五名提出、衆法第二七号)
 - 五、労働基準法の一部を改正する法律案(横路節雄君外十四名提出、衆法第二八号)
 - 六、家内労働法案(横路節雄君外十五名提出、衆法第三三三号)
 - 七、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(大原亨君外四十名提出、衆法第五一七号)
 - 八、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(山田耻目君外四十四名提出、衆法第五二二号)
 - 九、厚生関係及び労働関係の基本施策に関する件

- る件
 - 一〇、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
 - 一一、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件
- 農林水産委員会
 - 一、農林水産業の振興に関する件
 - 二、農林水産物に関する件
 - 三、農林水産業団体にに関する件
 - 四、農林水産金融に関する件
 - 五、農業災害補償制度に関する件
- 商工委員会
 - 一、特許法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二九号)
 - 二、実用新案法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三〇号)
 - 三、通商産業の基本施策に関する件
 - 四、経済総合計画に関する件
 - 五、公益事業に関する件
 - 六、鉱工業に関する件
 - 七、商業に関する件
 - 八、通商に関する件
 - 九、中小企業に関する件
 - 一〇、特許に関する件
 - 一一、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
 - 一二、鉱業と一般公益との調整等に関する件
- 運輸委員会
 - 一、都市鉄道整備促進法案(野間千代三君外十七名提出、衆法第二四四号)
 - 二、陸運に関する件
 - 三、海運に関する件
 - 四、航空に関する件
 - 五、日本国有鉄道の経営に関する件
 - 六、港湾に関する件
 - 七、海上保安に関する件
 - 八、観光に関する件

- 九、気象に関する件
 - 通信委員会
 - 一、通信行政に関する件
 - 二、郵政事業に関する件
 - 三、郵政監察に関する件
 - 四、電気通信に関する件
 - 五、電波監理及び放送に関する件
 - 建設委員会
 - 一、国土計画に関する件
 - 二、地方計画に関する件
 - 三、都市計画に関する件
 - 四、河川に関する件
 - 五、道路に関する件
 - 六、住宅に関する件
 - 七、建築に関する件
 - 八、建設行政の基本施策に関する件
 - 予算委員会
 - 一、予算の実施状況に関する件
 - 二、予算委員会運営の改善に関する件
- 算
 - 昭和三十九年度一般会計歳入歳出決算
 - 昭和三十九年度特別会計歳入歳出決算
 - 昭和三十九年度国税収納金整理資金受払計算書
 - 昭和三十九年度政府関係機関決算書
 - 昭和三十九年度国有財産増減及び現在額計算書
 - 昭和三十九年度国有財産無償貸付状況総計算書
 - 昭和三十九年度国有財産増減及び現在額計算書
 - 歳入歳出の実況に関する件
 - 国有財産の増減及び現況に関する件
 - 政府関係機関の経理に関する件
 - 公団等国が資本金の二分の一以上を出資している法人の会計に関する件
 - 国または公社が直接または間接に補助金、奨励金、助成金等を交付したは貸付金、損失補償等の財政援助を与えているも

- のの会計に関する件
 - 議院運営委員会
 - 一、国会法等改正に関する件
 - 二、議長よりの諮問事項
 - 三、その他議院運営委員会の所管に属する事項
 - 災害対策特別委員会
 - 一、災害対策に関する件
 - 公職選挙法改正に関する調査特別委員会
 - 一、公職選挙法改正に関する件
 - 科学技術振興対策特別委員会
 - 一、科学技術振興対策に関する件
 - 石炭対策特別委員会
 - 一、石炭対策に関する件
 - 産業公害対策特別委員会
 - 一、公害対策基本法案(中井徳次郎君外二十二名提出、衆法第一四四号)
 - 二、公害対策基本法案(吉川兼光君外一名提出、衆法第八号)
 - 三、産業公害対策に関する件
 - 体育振興に関する特別委員会
 - 一、体育振興に関する件
 - 物価問題等に関する特別委員会
 - 一、消費者基本法案(春日一幸君外一名提出、衆法第一六号)
 - 二、物価安定緊急措置法案(堀昌雄君外二十四名提出、衆法第四四号)
 - 三、物価問題等に関する件
 - (通知書受領)
 - 一、今二十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律
 - 製菓衛生師法
 - 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律
 - 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律

小型船造船業法

恩給法等の一部を改正する法律

昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

防衛施設周辺の整備等に関する法律

借地法等の一部を改正する法律

執行官法

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律

風俗営業等取締法の一部を改正する法律

国民年金法の一部を改正する法律

児童扶養手当法の一部を改正する法律

重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律

性病予防法の一部を改正する法律

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律

地方公営企業法の一部を改正する法律

内閣法の一部を改正する法律

審議会等の整理に関する法律

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律

野菜生産出荷安定法

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律

農業災害補償法の一部を改正する法律

農産物価格安定法の一部を改正する法律

住宅建設計画法

日本勤労者住宅協会法

雇用対策法

一、今二十七日、重宗参議院議長から山口議長宛、参議院は閉会中次の通り委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受

領した。

内閣委員会

一、旧敷章年金受給者に関する特別措置法案(衆第五七号)

二、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

三、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、充春防止法の一部を改正する法律案(参第六号)

外務委員会

一、アジヤ開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件(閣案第二号)

二、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)

二、アジヤ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(閣法第七六号)

三、租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案(閣法第一五〇号)

四、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

一、酸化炭素中毒症に関する特別措置法案(参第一号)

二、身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案(参第三号)

三、診療エックス線技師法の一部を改正する法律案(閣法第一二五号)

四、社会保障制度に関する調査

五、労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、特許法の一部を改正する法律案(閣法第一二九号)(予備審査)

二、実用新案法の一部を改正する法律案(閣法第一三〇号)(予備審査)

三、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、内航海運業法の一部を改正する法律案(閣法第一五二号)

二、運輸事情等に関する調査

通信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、土地収用法の一部を改正する法律案(閣法第一四四号)

二、土地収用法の一部を改正する法律施行法案(閣法第一五一号)

三、建設事業並びに建設諸計画に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、昭和三十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和三十九年度政府関係機関決算書

二、昭和三十九年度国有財産増減及び現在額総計算書

三、昭和三十九年度国有財産無償貸付状況総計算書

四、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

石炭対策特別委員会

一、当面の石炭対策樹立に関する調査

科学技術振興対策特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

産業公害対策特別委員会

一、産業公害対策樹立に関する調査

物価等対策特別委員会

一、消費者基本法案(衆第一六号)(予備審査)

二、物価安定緊急措置法案(衆第四四号)(予備審査)

三、当面の物価等対策樹立に関する調査

公職選挙法改正に関する特別委員会

一、公職選挙法改正に関する調査(議案通知)

一、今二十七日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。首都圏近郊緑地保全法案

流通業務市街地の整備に関する法律案(議案通知書受領)

一、今二十七日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

製菓衛生師法案

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案

農産物価格安定法の一部を改正する法律案

日本勤労者住宅協会法案

一、今二十七日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案

一五八一

昭和三十九年六月二十七日 衆議院会議録第七十号(一) 議長報告

昭和四十一年六月二十七日 衆議院會議録第七十号(一) 議長の報告

小型船造船業法案

恩給法等の一部を改正する法律案
昭和三十九年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
防衛施設周辺の整備等に関する法律案
借地法等の一部を改正する法律案
執行官法案

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案
国民年金法の一部を改正する法律案

児童扶養手当法の一部を改正する法律案
重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律案
性病予防法の一部を改正する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案
地方公営企業法の一部を改正する法律案

内閣法の一部を改正する法律案
審議会等の整理に関する法律案

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案
野菜生産出荷安定法案

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律案
農業災害補償法の一部を改正する法律案

住宅建設計画法案
雇用対策法案

衆議院會議録第六十九号中正誤

一五〇 三 末六 六日 六月 正
一五七 四 一六 するなほ、 するなど、
一五七 四 末七 申して 申しても
一五七 四 末 除く。 除く。
一五七 二 一五 第三十一条 第三十一条
衆議院會議録第七十号(一)中正誤

一五〇 段行 誤 正
一五〇 二 末 考後 老後
一五〇 四 二 四 請願 請願
一五〇 一 一三 故正 改正

定価 一部 二十五円
ただし良質紙は三十円
(送料別)

発行所 東京都港区赤坂裏町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二四四二(六)

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可